

資料 1

平成30年度第1回野菜需給協議会
(平成30年7月27日開催)

野菜をめぐる情勢

平成30年5月

農林水産省



※一般社団法人ファイブ・ア・デイ協会のロゴマーク



※特定非営利活動法人青果物健康推進協会のロゴマーク

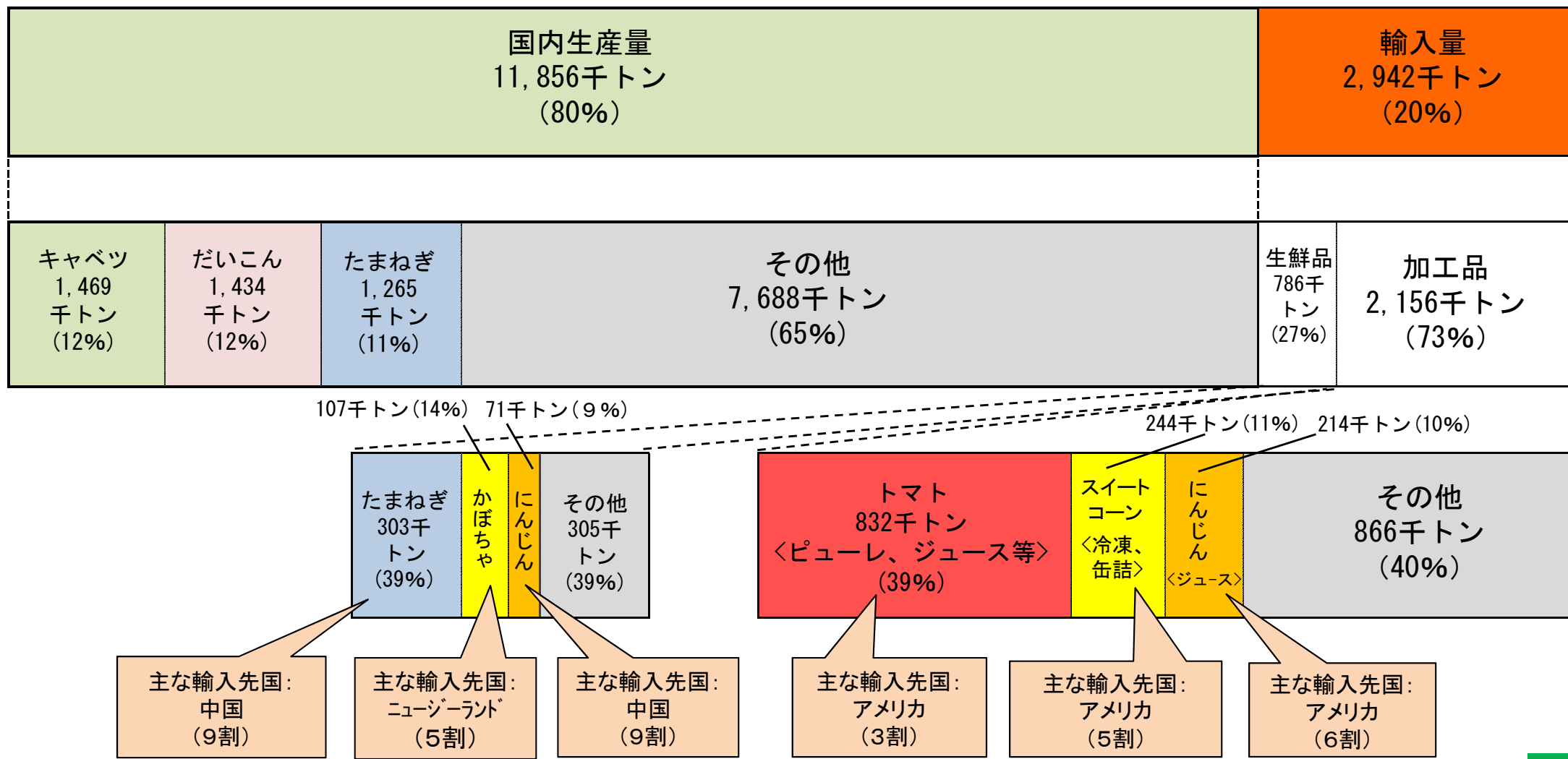
目 次

1. 野菜の需給構造	1
2. 野菜の生産動向①	2
3. 野菜の生産動向②	3
4. 野菜の生産動向③	4
5. 野菜の生産動向④	5
6. 野菜の生産動向⑤	6
7. 野菜の生産動向⑥	7
8. 野菜の生産動向⑦	8
9. 野菜の消費動向①	9
10. 野菜の消費動向②	10
11. 野菜の消費動向③	11
12. 野菜の輸入状況	12
13. 加工・業務用需要の状況	13
14. 加工・業務用需要への対応①	14
15. 加工・業務用需要への対応②	15
16. 加工・業務用需要への対応③	16
17. 野菜の特性と価格変動	19
18. 野菜の生産・出荷の推進	20
19. 野菜価格安定対策の概要①	21
20. 野菜価格安定対策の概要②	23
21. 施設園芸等燃油価格高騰対策	25
(参考)	26

1. 野菜の需給構造

- 野菜の需給構造のうち、国内生産量は約8割で、輸入量は約2割である。
- 国内で生産されている主な品目は、キャベツ、だいこん及びたまねぎである。
- 輸入量のうち生鮮品では、たまねぎが全体の4割(9割が中国産)を占め、加工品ではトマトが全体の4割(3割がアメリカ産)を占める。

○ 野菜の需給構造(平成27年)

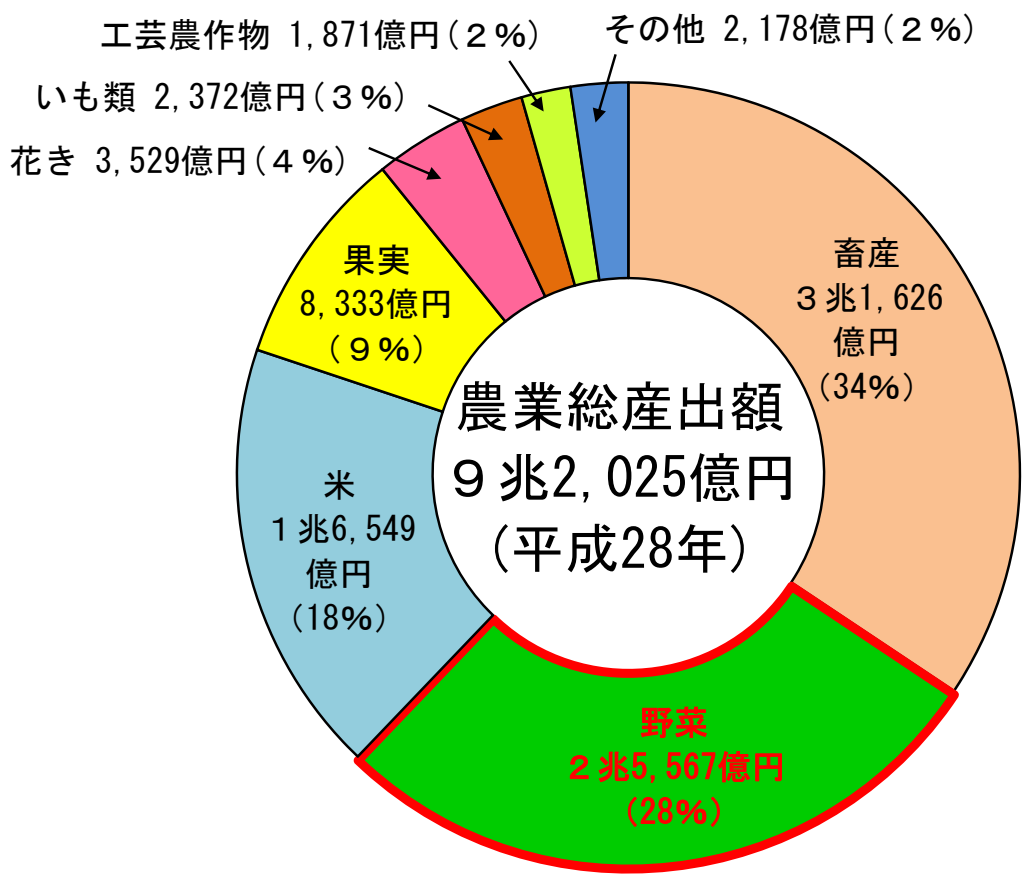


資料: 農林水産省「野菜生産出荷統計」、「地域特産野菜生産状況調査」、「特用林産物生産統計調査」、財務省「貿易統計」
注: 輸入量のうち加工品については、生鮮に換算している。

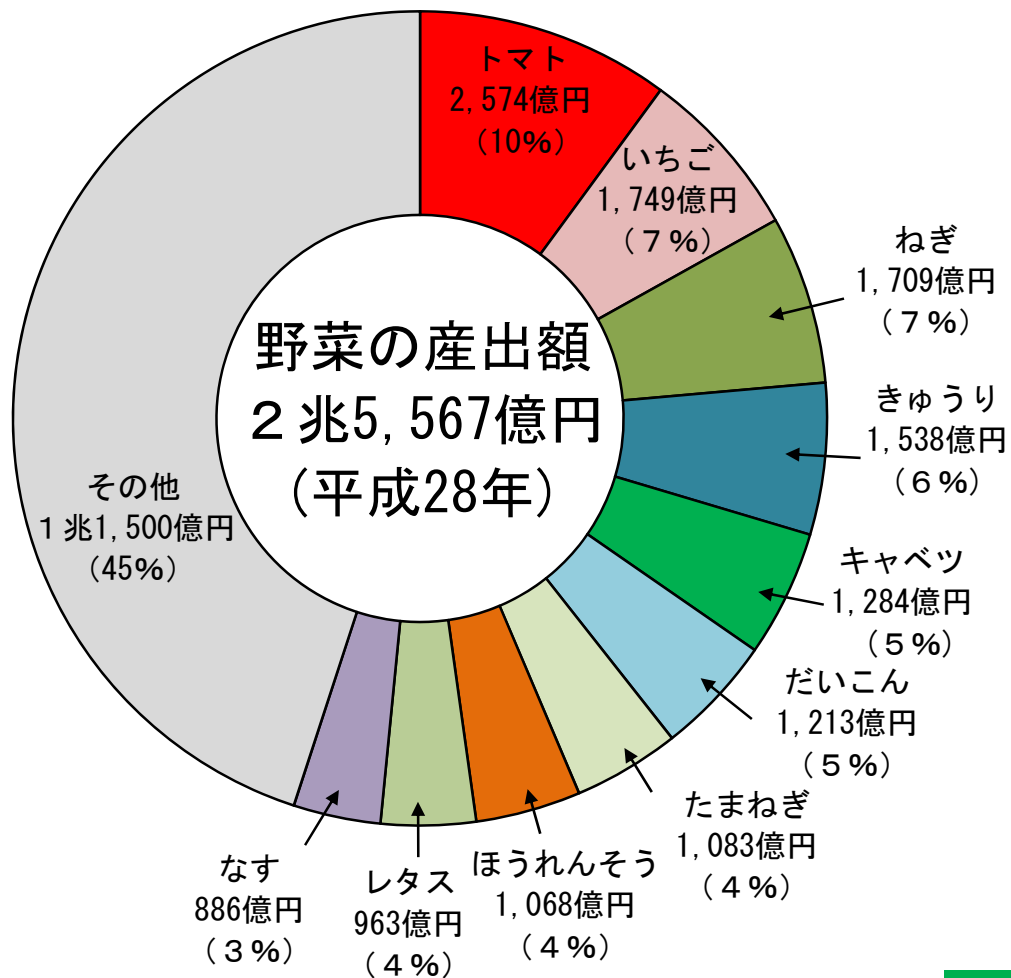
2. 野菜の生産動向①(産出額)

○ 野菜の産出額は2兆5,567億円であり、我が国の農業総産出額の3割程度を占めている。
 また、野菜のうちトマト、いちご等の10品目で、野菜の産出額全体の6割程度を占めている。

○ 我が国の農業総産出額 (平成28年)



○ 野菜の産出額の品目別割合 (平成28年)

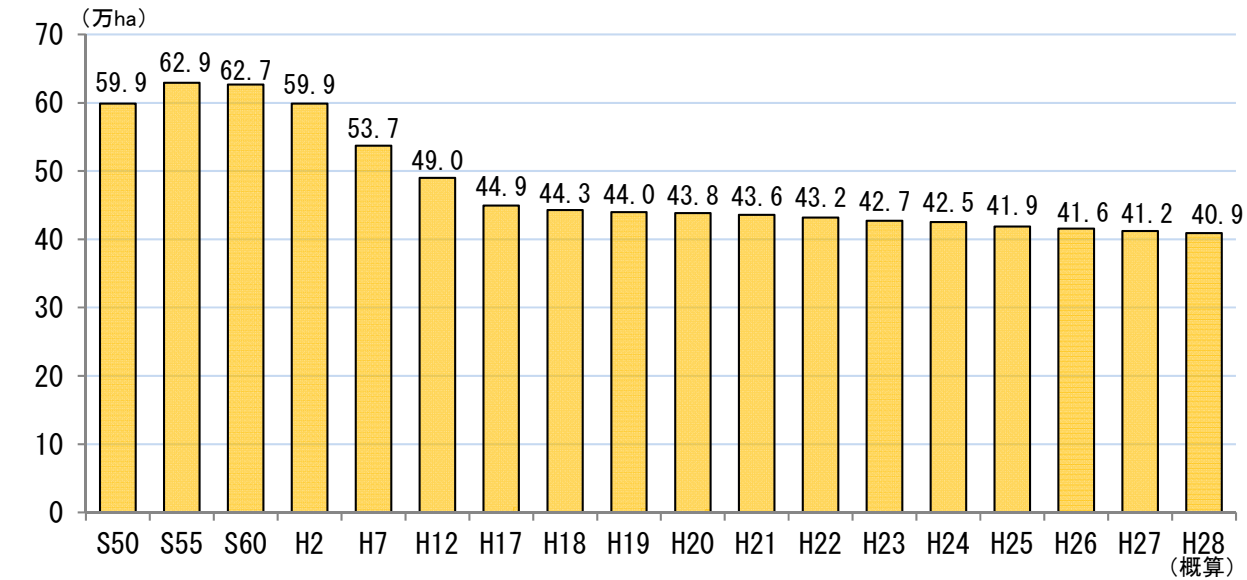


資料: 農林水産省「生産農業所得統計」

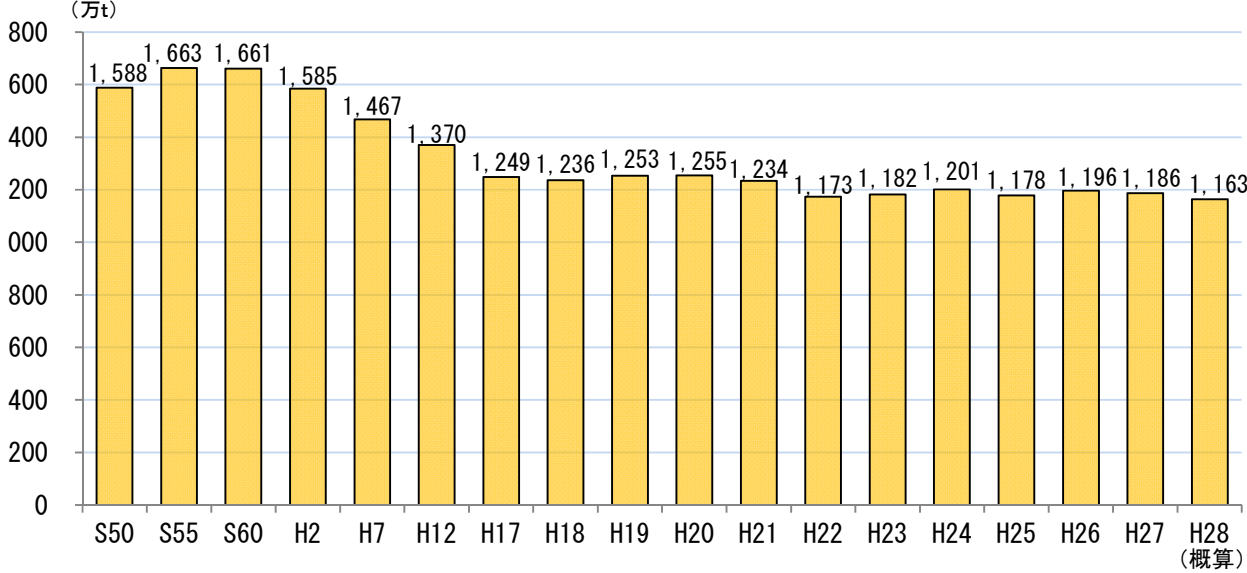
3. 野菜の生産動向②(作付面積、生産量、販売農家数)

- 平成28年の作付面積は約41万ha、生産量は約1,163万トンであり、近年横ばい傾向。
- 近年、農業従事者の減少や高齢化が進行。

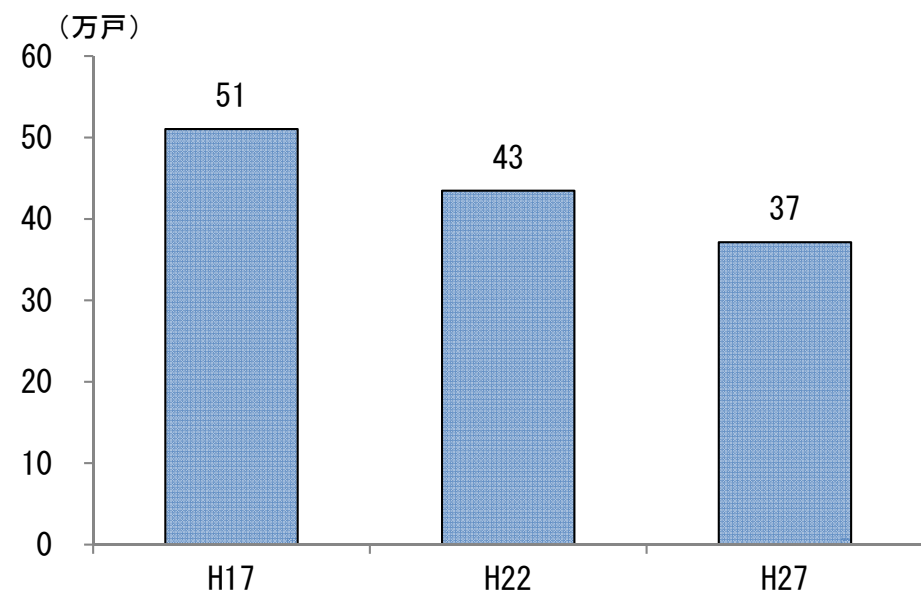
○ 野菜の作付面積の推移



○ 野菜の生産量の推移



○ 野菜の販売農家数の推移



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」、「2015年農林業センサス」

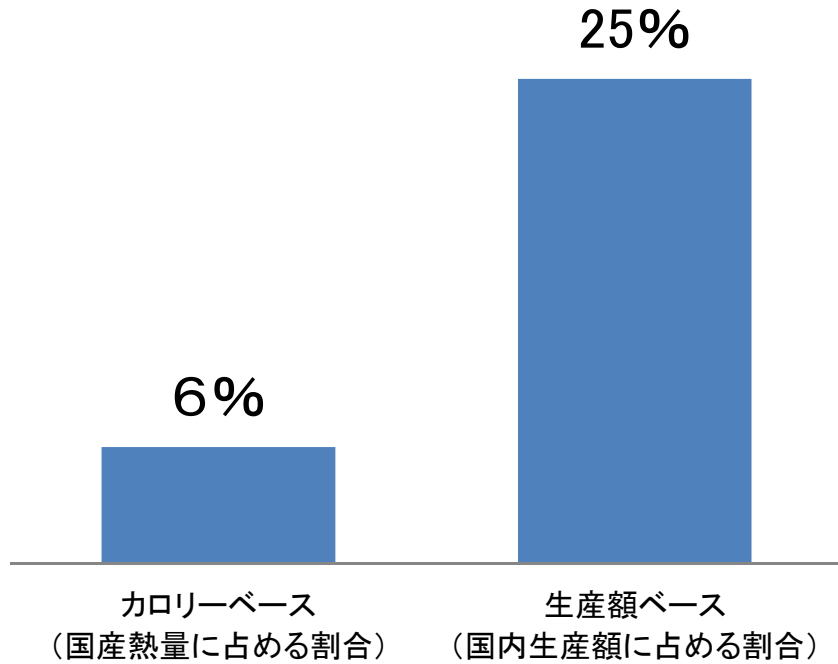
(左上) 資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」、「地域特産野菜生産状況調査」、「特用林産物生産統計調査」

(左下) 資料：農林水産省「食料需給表」

4. 野菜の生産動向③

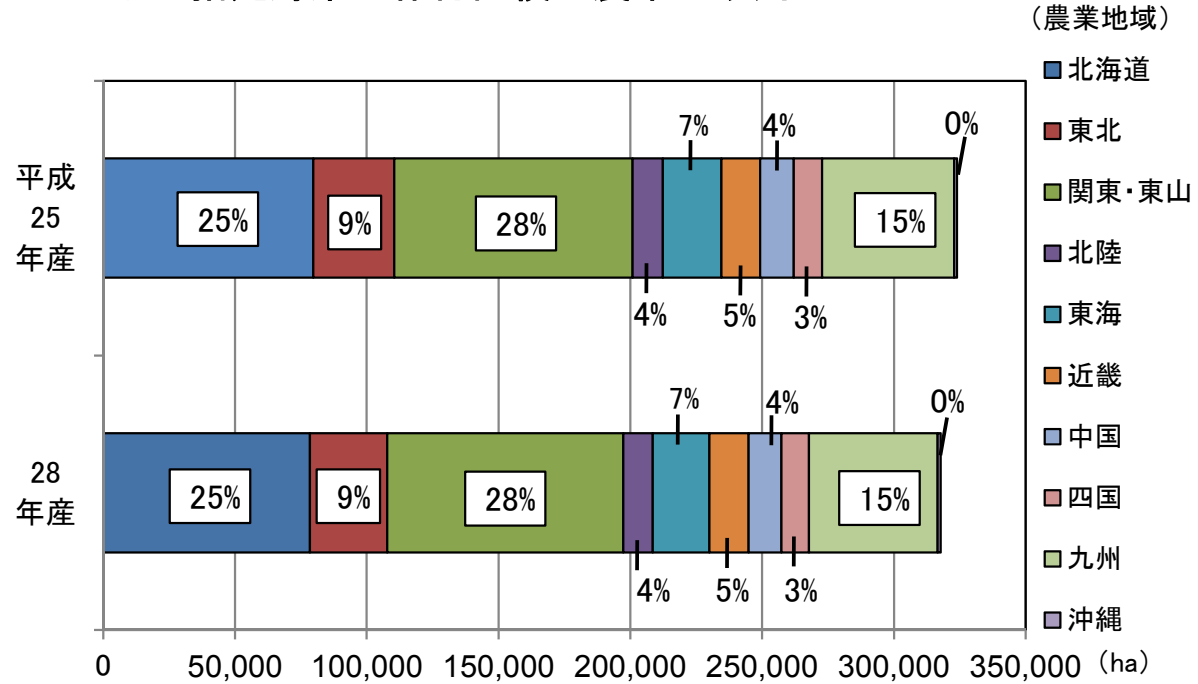
- 野菜は、比較的カロリーが低く、カロリーベースでの食料自給率への寄与は小さいものの、国民の健康の維持増進や農業振興の上で重要。
- 野菜の作付面積を地域別にみると、北海道、関東、九州で全体の約7割を占めている。

○ 野菜の食料自給率への寄与率（平成28年度）



資料：農林水産省「食料需給表」

○ 指定野菜の作付面積の農業地域別シェア



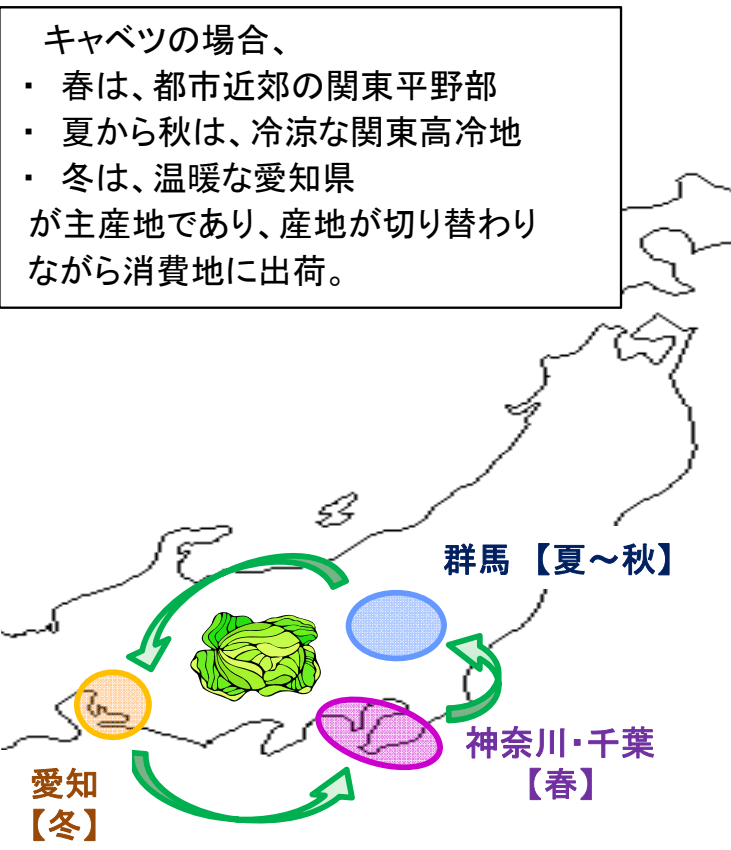
資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

注：平成25年産及び28年産については、全国調査を実施しているため、各農業地域のシェアの算出が可能。

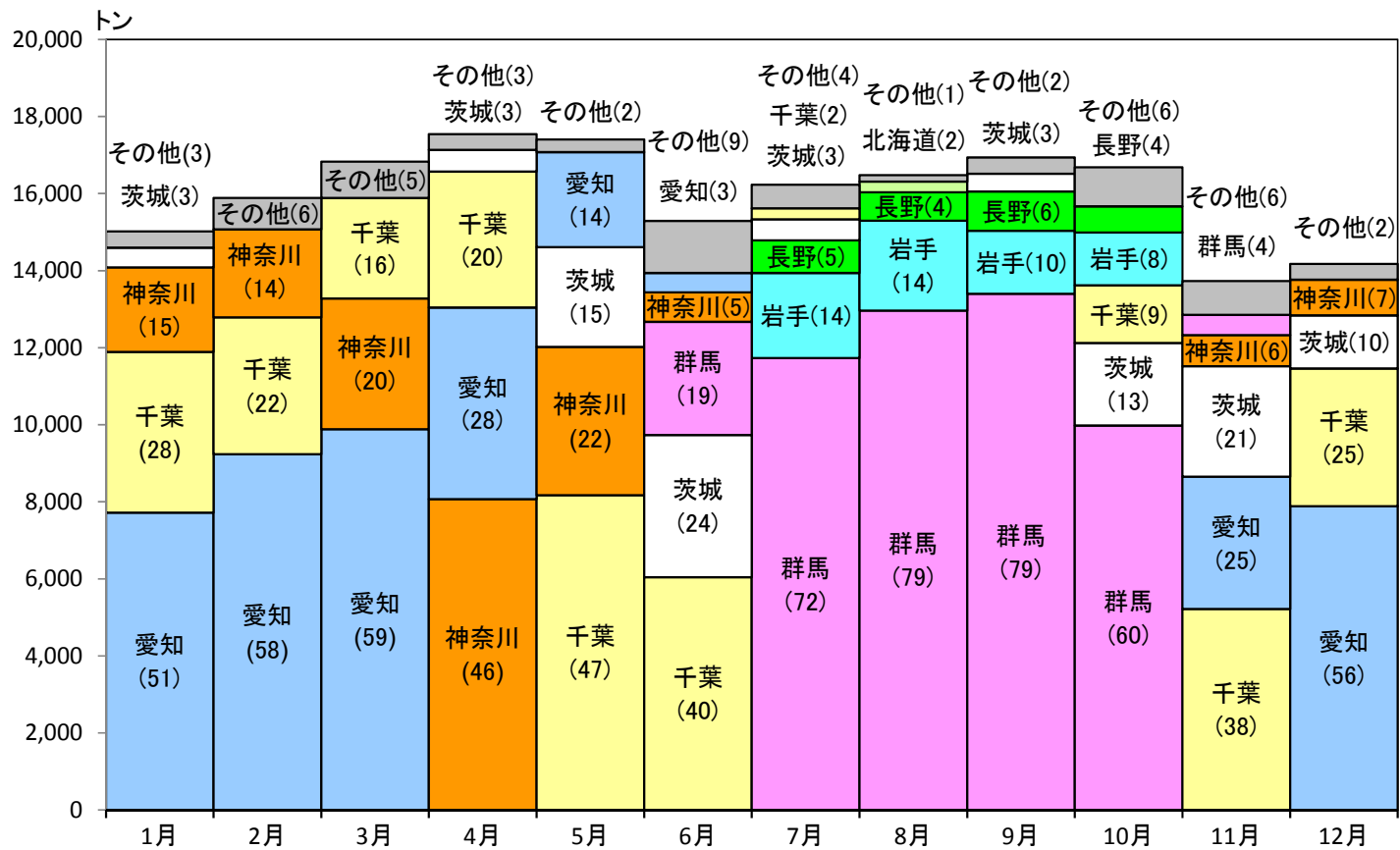
5. 野菜の生産動向④

○ 我が国では、長い日本列島をうまく使って、産地リレーにより、季節によって産地を切り替えながら、野菜の安定供給を行っている。

○ キャベツの産地リレー (関東消費地向けのイメージ)



○ キャベツの月別・産地別入荷実績 (平成28年東京都中央卸売市場計)



資料: 東京都中央卸売市場ホームページ「市場統計情報」

6. 野菜の生産動向⑤

- 販売農家のうち、野菜部門における主業農家の割合は、戸数ベースでは37%。
一方、金額(農業粗収益)ベースでは76%。
- 野菜は機械化が遅れており、特に収穫、調製・出荷に労働時間を要している。
- 一方、新規就農者のうち、主として野菜に取り組む戸数の割合は66%と高い。

○ 販売農家のうち野菜部門における主副業別割合 (戸数ベース)

	主業農家割合	主業農家(戸)	準主業農家(戸)	副業的農家(戸)
野菜部門	37%	138,869	69,076	163,472
水稲部門	18%	170,292	208,577	561,085

資料: 「2015年農林業センサス」

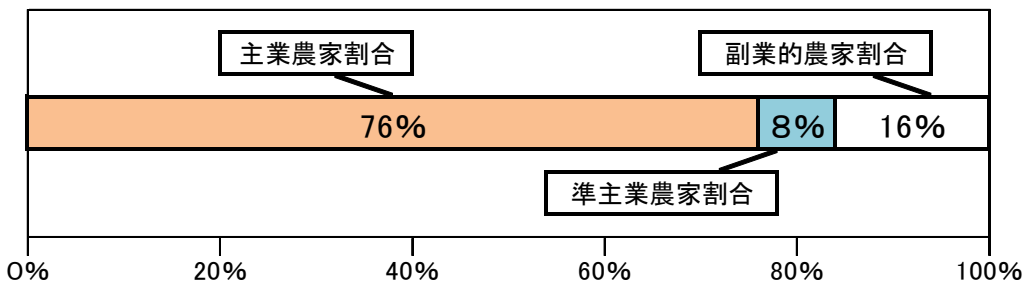
注: 販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

主業農家とは、農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家とは、農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家とは、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)をいう。

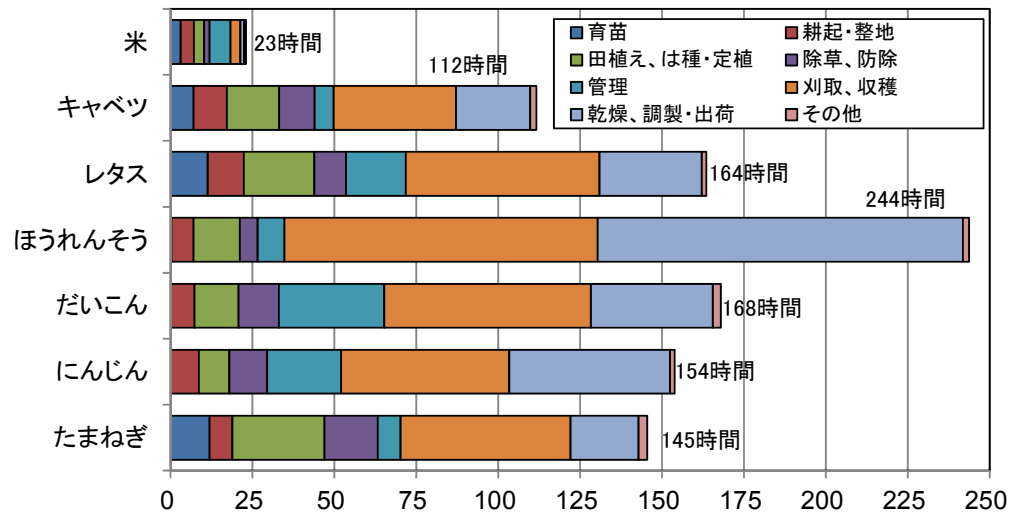
○ 販売農家のうち野菜部門における主副業別割合 (金額(農業粗収益)ベース)



資料: 「2015年農林業センサス」、「平成26年農業経営統計調査 営農類型別経営統計 (個別経営)(組替集計)」

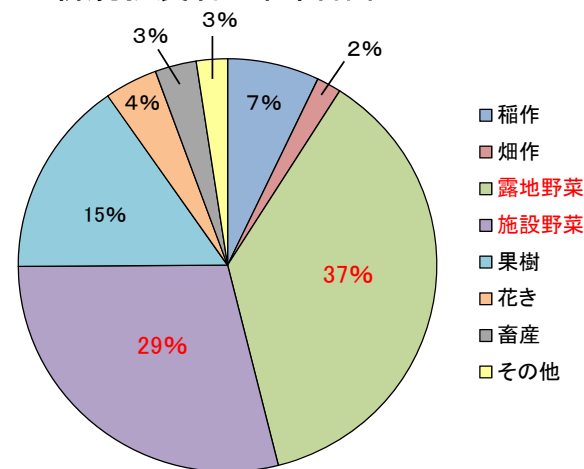
注: 農業粗収益とは、1年間の農業経営によって得られた総収益額である。

○ 作業別労働時間 (10a当たり)



資料: 米は「平成27年産米及び麦類の生産費統計」、キャベツ、レタス、ほうれんそう、だいこん、にんじん及びたまねぎは「平成24年営農類型別経営統計」(露地野菜作経営)

○ 新規就農者の経営作目



資料: 全国新規就農相談センター「新規就農者(新規参入者)の就農実態に関する調査結果(平成28年度)」のうち就農1年目の売上1位

7. 野菜の生産動向⑥

- 野菜作経営は、全国平均で見ると経営規模が小さいが、主産地では規模が大きく、農業所得も高くなっている。
- 野菜の卸売価格に占める流通経費をみると、流通経費(選別・荷造労働費、包装・荷造材料費及び出荷運送費)が占める割合が大きい。

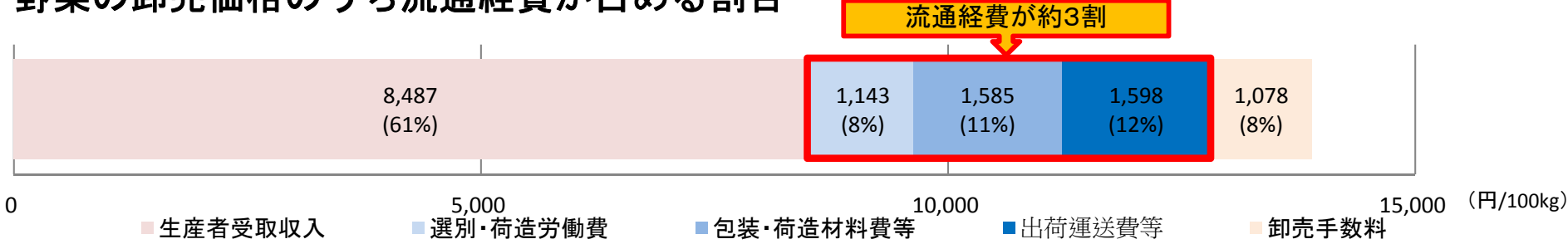
○野菜作経営（全国平均、主産地）

単位：千円

品目 (県名)	キャベツ		たまねぎ		トマト(施設)	
	全国平均	群馬県	全国平均	北海道	全国平均	熊本県
農業粗収益	3,877	26,834	2,379	15,418	9,081	12,223
農業経営費	2,076	14,702	1,564	11,938	4,787	7,013
農業所得	1,801	12,132	815	3,480	4,294	5,210
作付面積(a)	99	560	74	607	35	51

資料：平成19年産品目別経営統計

○ 野菜の卸売価格のうち流通経費が占める割合

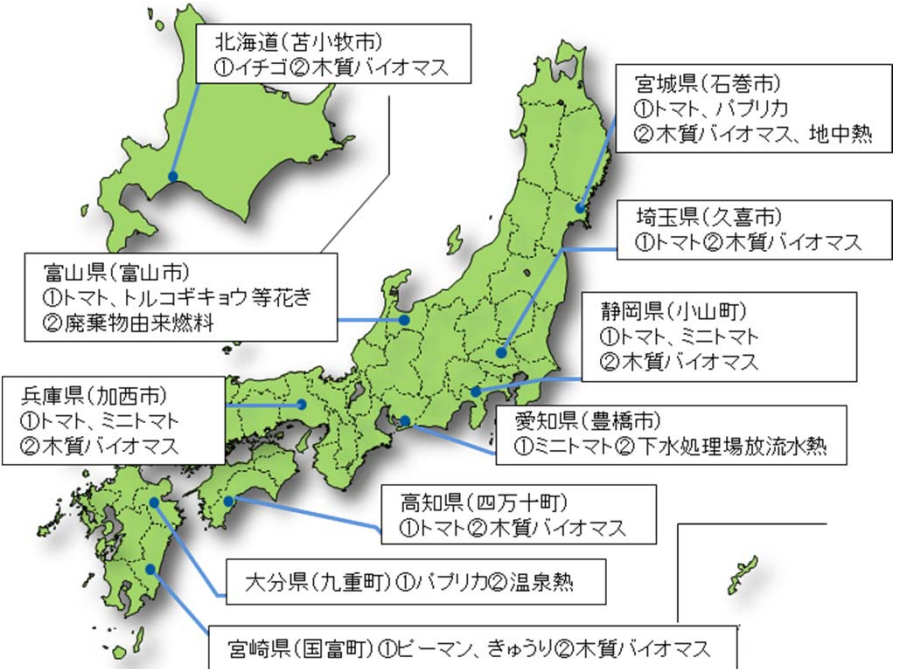
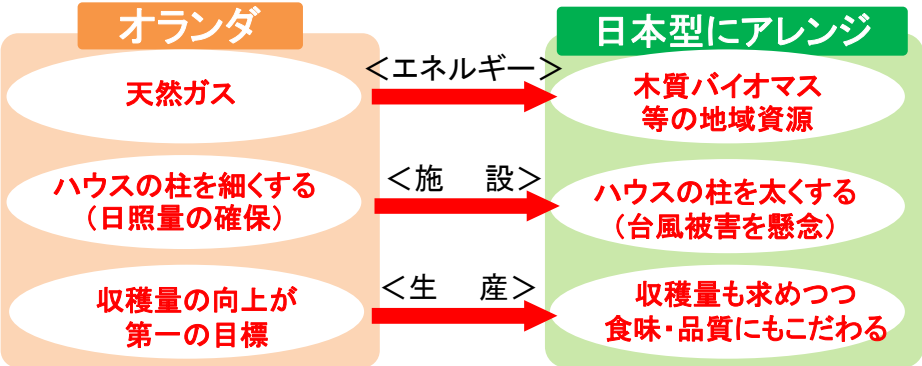


資料：農林水産省「平成26年度食品流通段階別価格形成調査」から推計

8. 野菜の生産動向⑦

- オランダの施設園芸を日本型にアレンジした**高収益型施設園芸のモデル**として**全国10箇所**に、「**次世代施設園芸拠点**」を整備。
- 次世代施設園芸拠点では、①**高度な環境制御技術の導入による生産性向上**、②**地域エネルギーの活用による化石燃料依存からの脱却**、③**温室の大規模化や生産から出荷までの施設の集積**を行うことにより、**所得の向上と雇用の創出が期待**。

次世代施設園芸拠点(全国10箇所)



次世代施設園芸拠点のイメージ

1. 高度な環境制御技術の導入による生産性向上

日本の気候に合わせて耐候性を高めた温室で、ICTを活用して複数の環境を組み合わせることで制御することにより、**周年・計画生産を実現し、収量を飛躍的に向上**

(例) トマトの収量約30~50t/10aを実現(全国平均約11t/10a)

ICTを活用して温度、CO2、日射量等の複数の環境を制御

環境測定機器

日射センサー

温度・湿度・CO2センサー

通信機

データの見える化

ICTを活用して温室内の環境を制御

2. 地域エネルギーの活用による化石燃料依存からの脱却

施設園芸は経営費に占める燃料費の割合が高く、**燃油価格の高騰は経営に多大な影響**

地域エネルギーを活用し**化石燃料依存から脱却**することにより**経営を安定化**

地域エネルギーを活用

工場等の廃熱

木質バイオマス

地熱

3. 温室の大規模化、生産から出荷までの施設の集積

生産から調製・出荷までの施設を**集積した大規模施設園芸団地**による生産等の**効率化・コスト低減**

集積された大規模施設園芸団地

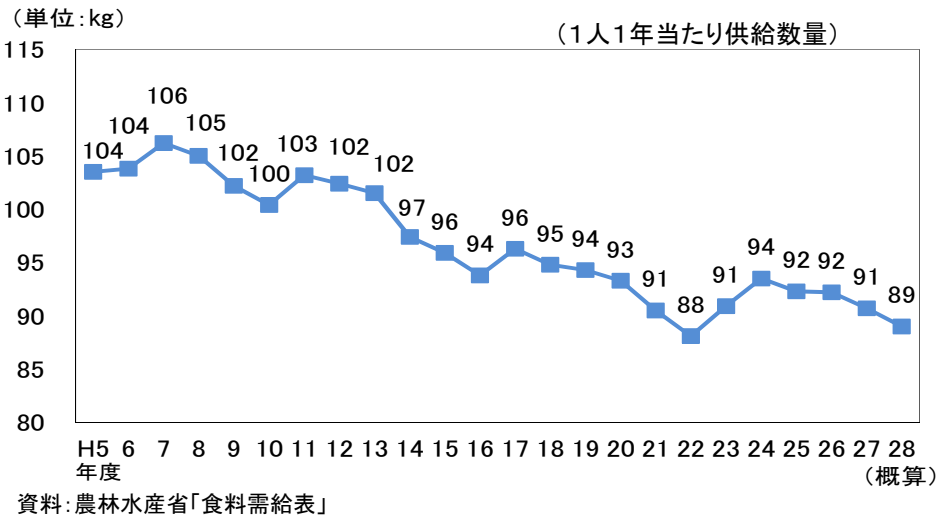
種苗生産施設

出荷調製施設

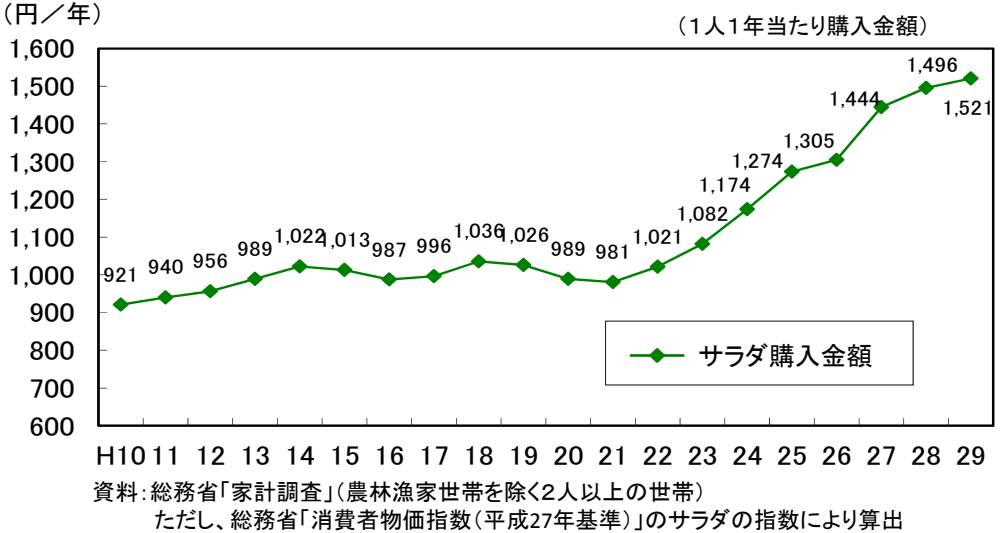
9. 野菜の消費動向①

○ 野菜の消費量は減少傾向で推移。平成28年は前年よりわずかに減少し、1人1年当たり89kg。
 ○ 世代別の野菜摂取量をみると、すべての年代で摂取目標量に達しておらず、特に20歳代～30歳代で不足が目立っている。
 ○ 1人1年当たりのサラダ購入金額は増加傾向で推移し、野菜を使った料理の内容が変化している。また、1日当たりの摂取目標量(350g)と、適量と認識されている量は大きく乖離している。

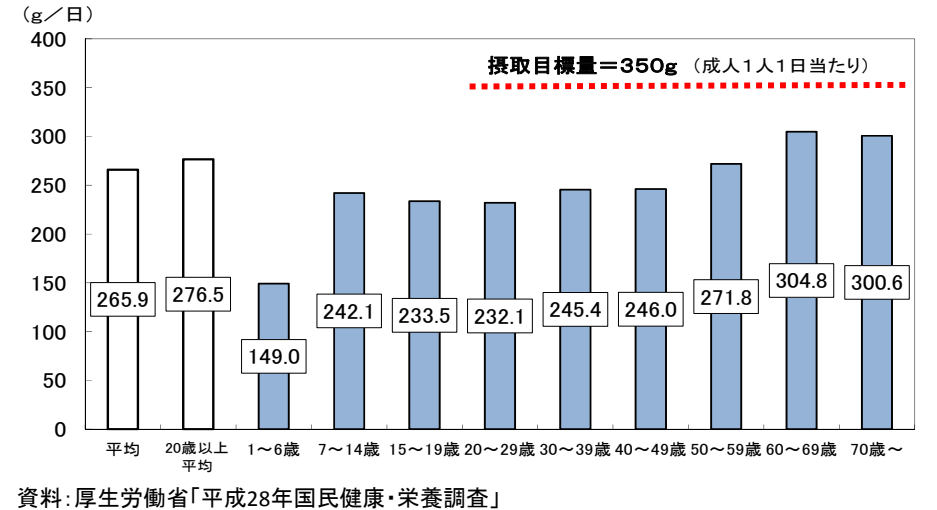
○ 野菜消費量の推移



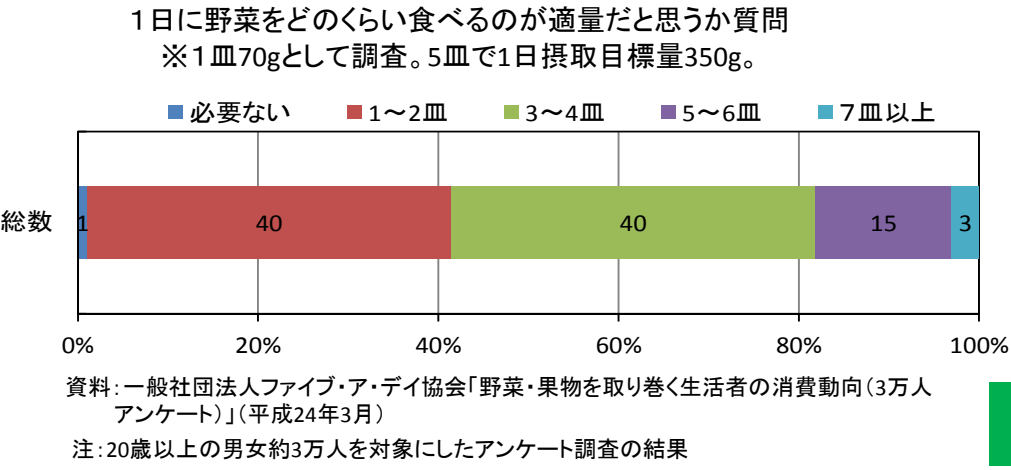
○ サラダの購入金額の推移



○ 世代別野菜摂取量



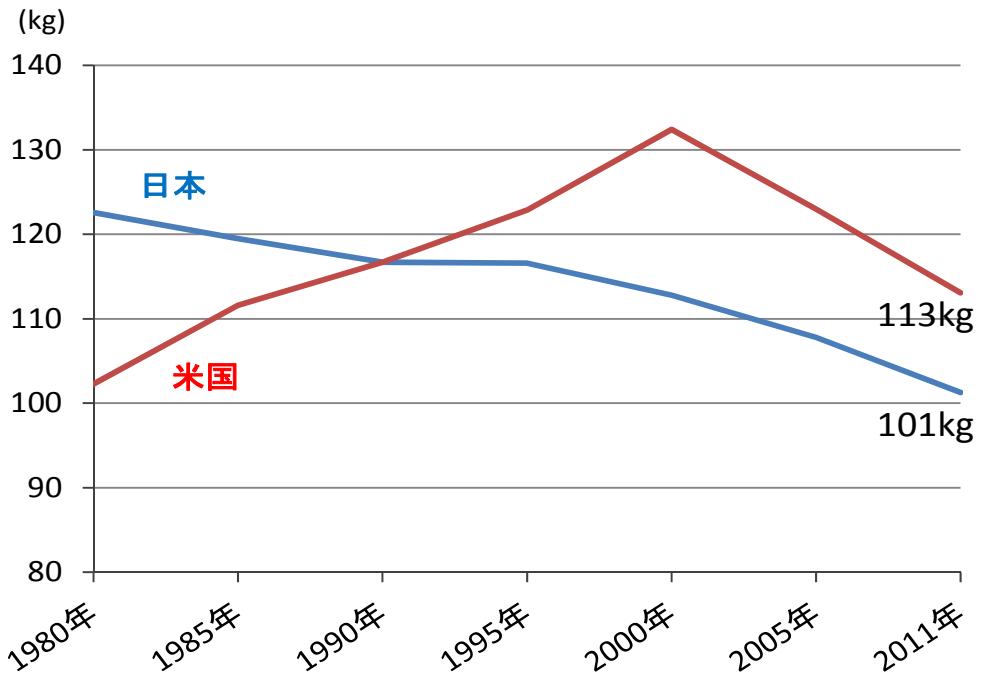
○ 野菜摂取量の適量の認識



10. 野菜の消費動向②

- 米国における野菜消費量は80年代から増加傾向で推移。90年代中頃以降は、米国における野菜消費量が我が国の野菜消費量を上回って推移した。近年は、減少傾向に転じている。
- 米国における野菜消費量の増加理由としては、①80年代から「マクガバンレポート」を踏まえた栄養政策の推進、②民間団体等による「ファイブ・ア・デイ運動」の積極的な推進、③カット野菜等の利便性の高い商品の普及及びコールドチェーンの確立、④不断の官民一体での普及推進政策の推進が挙げられる。

○ 日米における1人1年当たりの野菜消費量の推移



資料: FAOSTAT

注: 国民1人・1年当たり供給粗食料の数値であり、前掲のグラフ「野菜消費量の推移」の数値とは異なる。

○ 米国において野菜消費量が増加した理由

- ①80年代から「マクガバンレポート」を踏まえた栄養政策の推進
- ②民間団体等による「ファイブ・ア・デイ運動」の積極的な推進
 - ・ **ドール等の大企業**のほか、**全米スーパー35,000店の参加等** (民間企業による野菜等の現物寄贈等: 4,600万ドル(52億円)※)
 - ※ 1992~2001年の総額(推定)
円換算の基準は1ドル=113円(1992~2001年の平均)
- ③カット野菜等の利便性の高い商品の普及及びコールドチェーンの確立等
 - ・ 生鮮野菜の生産量の増加、カット野菜の鮮度保持技術の向上による**流通システムの改善**
- ④不断の官民一体での普及推進政策の推進
 - ・ 野菜の消費拡大に向けた栄養教育等の取組
「ファイブ・ア・デイ」→「フード・ピラミッド」→「米国民のための食生活指針」→「マイ・ピラミッド」→「マイ・プレート」(2011)
※ マイ・プレートの普及メッセージ:「お皿の半分を果実及び野菜に」
 - ・ オバマ大統領夫人が主導する「**Let's move!**」の展開(2010~)
※ 子どもの肥満防止キャンペーン:「**サラダバーを学校に**」等

資料: (財)中央果実基金「海外果樹農業ニュースレター」(2011年8月)

(独)農畜産業振興機構「米国の野菜消費拡大事業について」(2015年8月)

11. 野菜の消費動向③

○ これまで、①成人や児童等の野菜摂取量の少ない世代を対象とした摂取拡大活動、②料理、調理特性等の産地側からの情報発信を通じ、食育と一体的に野菜の消費拡大対策を実施。
 また、消費者が求める野菜の栄養成分等の情報提供を推進。
 ○ さらに、食文化に根ざした活動や全国的な情報発信により、学校給食等への利用拡大を推進。

① 健康づくりを意識する企業が増加

野菜摂取量が少ない働き盛り世代への食生活改善の意識付けと摂取機会の拡大が必要

② 若年層における摂取不足が顕著

野菜の好き嫌いがある子どもが多く、「バランスのとれた食生活」の観点からも課題

③ 産地からの情報が求められている

煮物向き、サラダ向きといった料理用途別品種などの情報を望む声が多い

「健康」へのニーズに対応した栄養素等の情報発信

8割以上の消費者が、野菜摂取に「含まれる栄養成分の多少」が影響すると回答

日本食・食文化の魅力発信と併せた消費拡大

日本の食への関心が高まる中、地域の食文化や野菜の魅力を再発見し、消費拡大につなげることが重要

食育と連携した消費拡大の取組

① 働き盛り世代をターゲットとした野菜摂取拡大活動の推進

企業の保健指導や福利厚生部門と連携し、啓発セミナーの開催、社員食堂のメニュー開発等の取組を支援



② 児童等を対象とした食育体験活動等の推進

量販店の店頭や教育の場等を活用し、野菜の基礎知識や食と健康の大切さへの理解を深める取組を推進



③ 量販店、外食・小売業での情報提供の推進

品目ごとに品種の特徴や調理特性、料理レシピ等の情報提供を行い、国産野菜をアピールするとともに摂取拡大を啓発



栄養素、機能性成分等の情報発信の推進

食品表示基準に基づく表示やポップ、ポスター等の活用により、野菜の栄養素等を分かりやすく情報発信



伝統的な食文化等と結び付けた野菜の利用促進

産地、栄養士等が連携し、学校給食に郷土料理を導入する取組等を通じ、地場産野菜の利用拡大を推進

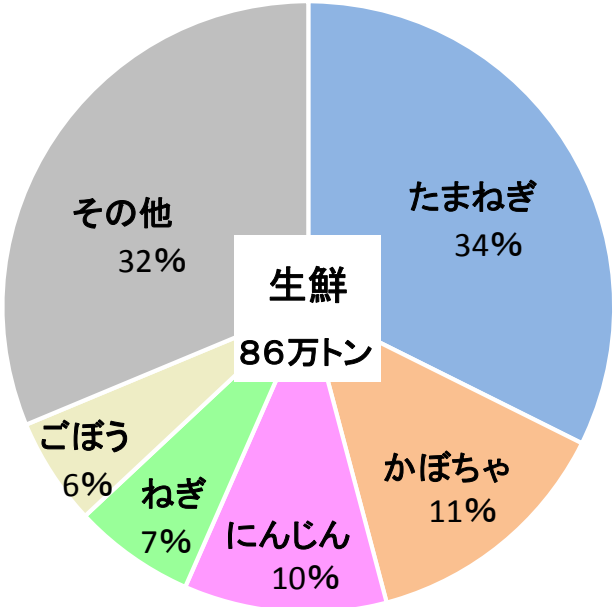
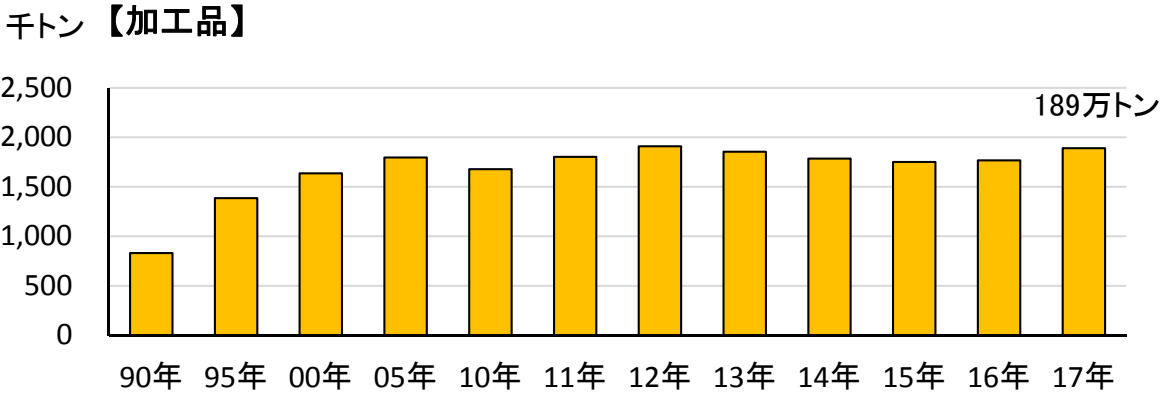
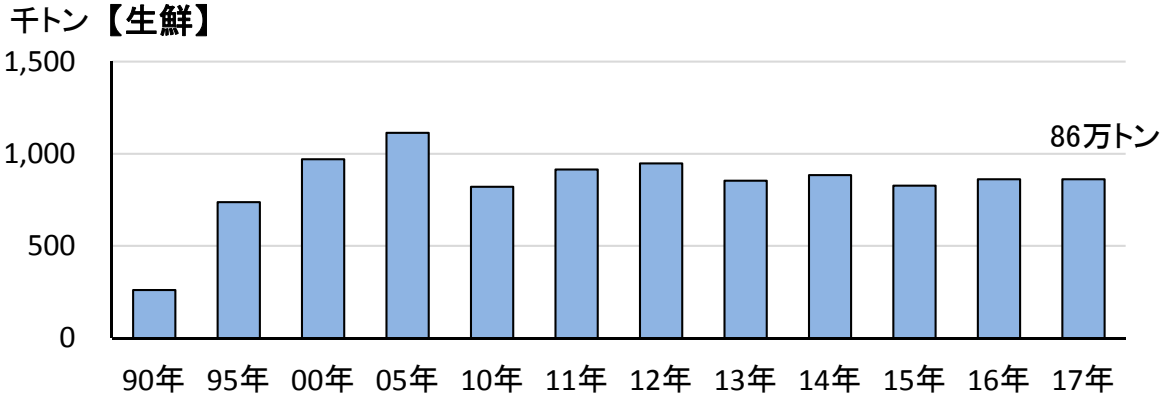


12. 野菜の輸入状況

- 近年における野菜の輸入量は、生鮮、加工品を合わせて260～270万トン程度。
- 中国からの輸入が約5割、次いで米国(約2割)、NZ(約5%)と続き、これら3カ国で輸入量全体の約7～8割のシェア。
- 生鮮野菜の主な輸入品目は、たまねぎ、かぼちゃ、にんじん、ねぎ、ごぼうの5品目であり、これら5品目で約7割を占めている。

○ 野菜の輸入量^(注)の推移(生鮮・加工品)

○ 生鮮野菜の品目別輸入割合(2017年)



資料:財務省「貿易統計」

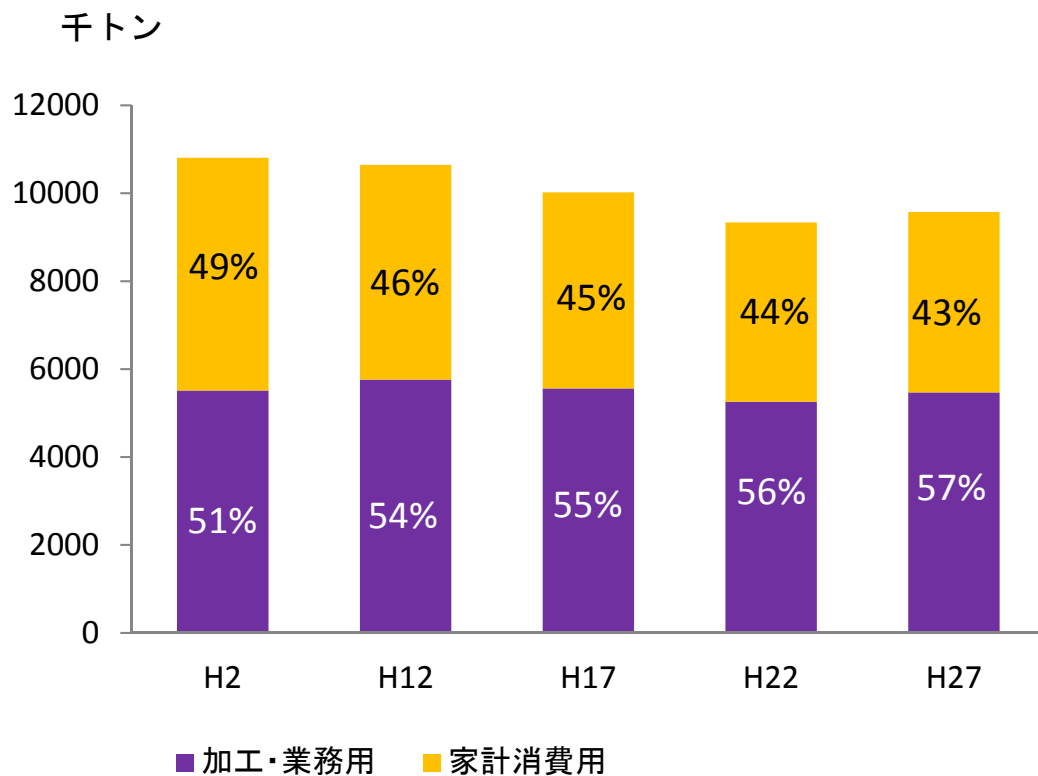
資料: 財務省「貿易統計」

注: 加工品を生鮮換算していないため、1ページ(「1. 野菜の需給構造」)の輸入量の数値と一致しない。

13. 加工・業務用需要の状況

○ 野菜需要のうち加工・業務用需要の割合は、増加傾向で推移し、全体の6割程度。
 ○ 家計消費用の国産割合はほぼ100%であるが、加工・業務用では7割程度。

○ 加工・業務用野菜及び家計消費野菜の国内仕向け量の推移



○ 加工・業務用需要等に占める国産割合

	2年度	12年度	17年度	22年度	27年度
加工・業務用	88%	74%	68%	70%	71%
家計消費	99.5%	98%	98%	98%	98%

資料：農林水産政策研究所

資料：農林水産政策研究所

(注) 主要品目として指定野菜(13品目)を用いて試算
 (キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、はくさい、きゅうり、なす、トマト、ピーマン、だいこん、にんじん、さといも(ばれいしょ除く))

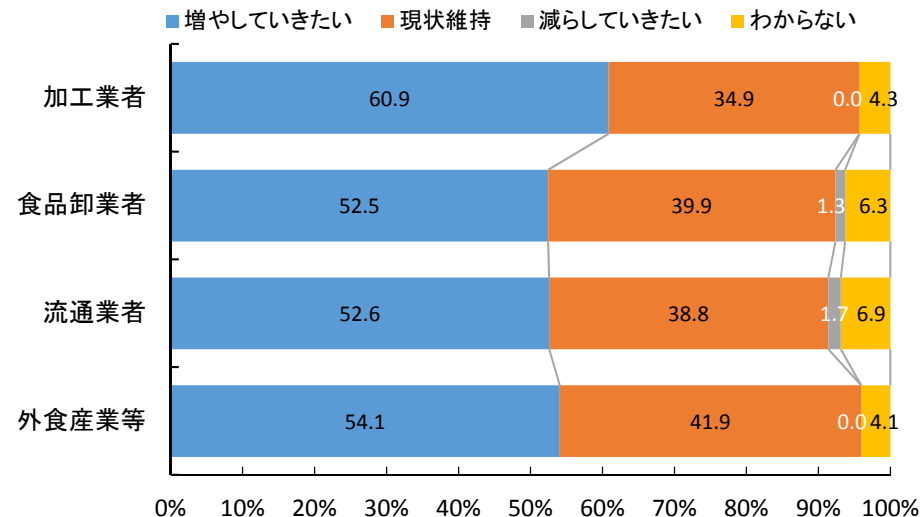
14. 加工・業務用需要への対応①

- 加工・業務用野菜は、家計消費用とは実需者・用途別ニーズが異なるだけでなく、定時・定量での供給ニーズが高い。
- 実需者への意向調査では、国産食品・原材料を利用したいとの回答が5割以上。
- 加工・業務用野菜の価格は、家計消費用に比較して安価な場合が多い。

○ 加工・業務用と家計消費用に求められる特性の違い

項目	加工・業務用	家計消費用
数量	・ 定時、定量(周年安定供給)	・変動あり
仕入価格	・ 定価(中期的安定価格)	・変動あり
内容量	・ 重量を重視	・個数等を重視(定数詰め)
品質・規格等	・用途別に多様	・外観等を重視
出荷形態	・ばら詰め、無包装	・袋詰め、小分け包装
取引形態	・原体(ホール) ・皮むき、芯抜き等の前処理やカット、ペースト等の一次加工が行われたもの	・原体(ホール)

○ 国産食品・原材料購入に対する今後の意向



資料:農林水産省調べ

○ 加工・業務用野菜の契約価格と家計消費用の市場卸売価格との比較 単位:円/kg

品目	レタス	キャベツ	だいこん	にんじん	はくさい	たまねぎ	きゅうり	なす
加工・業務用①	162	76	76	86	73	93	303	316
家計消費用②	164	86	83	135	82	102	297	342
①/②	99%	88%	92%	64%	89%	91%	102%	92%

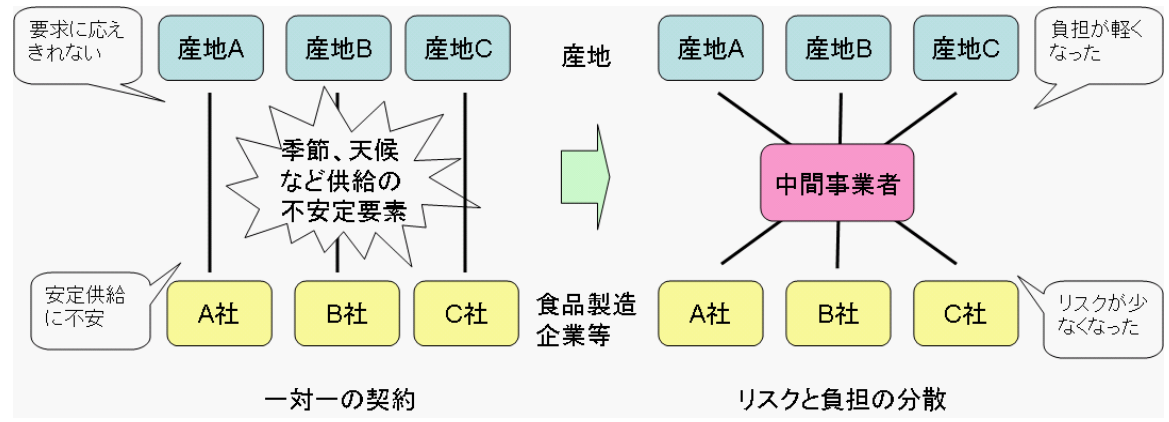
資料:ALIC「平成25年度加工・業務用野菜仕入価格等調査」
注:同調査の市場卸売価格を家計消費用としている

15. 加工・業務用需要への対応②

○ 加工・業務用野菜の安定供給にあたっては、中間事業者を経由した新たな供給経路の構築による通年安定供給や契約取引の円滑化が重要。

○ 中間事業者とは

産地と食品製造業者や外食事業者をつなぎ、産地から購入した農産物を食品製造業者等のニーズに合わせて安定的に供給する(場合によっては、選別・調製・加工等を行う。)ことに加え、加工・業務用需要に対応できる産地を育成・指導する機能を有する者・部門。



【先進事例】M社（埼玉県さいたま市）

産地リレー
栽培時期の異なる複数の産地と契約取引し、通年の安定供給を実現

情報共有
生産者と実需者の相互交流による信頼関係の醸成、ニーズのミスマッチの回避

流通経費削減
通いコンテナを利用し、流通コストの削減、省力化を実現

出荷量調整
生産者とは数量契約し、重量を調整し、実需者と重量ベースで契約取引を実施

16. 加工・業務用需要への対応③

- 再生産確保を図るためには、新技術の導入による機械化一貫体系を実用化し、低コスト・省力化を図り、規模拡大を可能にすることが必要。
- 最近、キャベツ、ほうれんそう、たまねぎ等で機械化一貫体系が実用化されつつある。

○機械化一貫体系の導入による省力化

加工・業務用野菜は、収穫後の調製作業が必要ないため、収穫を機械化することにより大幅な労働時間の縮減と規模拡大が可能。

単位：時間/10a

	キャベツ	ほうれんそう
機械化一貫体系	35	28
慣行栽培	113	253

資料：機械化一貫体系は「平成25年度ニュービジネス育成・強化支援事業」報告書、「加工用ホウレンソウ機械化体系マニュアル」(SPS 関東地域農業研究・普及協議会)。

慣行栽培は「平成26年営農累計別経営統計」(農林水産省)。

○加工用ほうれんそうの機械化一貫体系



【先進事例】水田単作地帯からたまねぎ加工産地への発展(富山県・JAとなみ野)

- 稲作中心の経営からの脱却し、需要にあった農業生産へ転換。
- 定植機、収穫機の導入による機械化一貫体系の構築。
- 北陸地方で初めてたまねぎ専用の低温乾燥施設、選別施設、貯蔵施設を整備し、安定出荷を図る。

- 平成20年産から取組開始。
- 平成27年産では105経営体で約83ha栽培。販売額2.9億円。



新しい園芸産地づくり支援事業

【平成30年度予算額 1,406(2,273)百万円】

園芸作物生産転換促進事業

- 実需者ニーズに対応した園芸作物の生産拡大を実現するため、**水田地帯において水稲から園芸作物への転換**を図り、**生産者と実需者等の関係者が連携して取り組む新しい園芸産地の育成**を支援。

【支援内容】

対象品目：露地野菜、施設野菜、果樹、花き

①産地の合意形成

水稲から園芸作物への転換に向けて、

- ・ 生産者間で生産体制の構想を検討するとともに、
- ・ 流通業者や実需者を含めたコンソーシアムを構築。



生産者間の生産体制の検討



コンソーシアムによる会議

②品種の選定や出荷先の確保

新たに園芸作物に取り組むに当たり、

- ・ 産地の気象・土壌条件に適した品種の検討を行うとともに、
- ・ 事業実施後の契約取引の実現に向けて実需者と計画的に協議。



品種選定試験

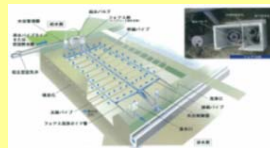


実需者と計画的に協議

③排水対策や栽培技術の確立

水田地帯で園芸作物への転換が可能かを検証するため、

- ・ 地下水位制御システムによる排水対策の実証、
- ・ 栽培技術確立のための実証ほの設置、技術講習会等を実施。



地下水位制御システム



栽培研修

④機械・施設のリース方式による導入等

まとまった面積でより高い収益を確保できるよう、

- ・ 低コスト生産に必要な機械化一貫体系の導入や、
- ・ 施設野菜の生産に必要なハウス等の導入、
- ・ 導入する機械・施設に対応する栽培技術の実証等を実施。

【機械化一貫体系の導入（キャベツ）】



畝立同時施肥機

全自動移植機

収穫機



試験ほ場での機械実演

加工・業務用野菜生産基盤強化事業

- **加工・業務用野菜への作付転換**を推進するため、**作柄安定技術**を導入する際に**必要な経費**を支援。

支援対象

土壌・土層改良、マルチ・べたがけ等の資材の使用、病害虫防除資材の導入 等

対象品目

キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、かぼちゃ、ほうれんそう、レタス、スイートコーン、えだまめ

助成単価

定額（3年間の取組に対して15万円/10a）

作柄安定に係る技術



天地返し（土層改良）



土壌消毒



土壌改良資材



かん水（保水対策）



園芸作物生産転換促進事業

【平成30年度予算額 671(1,480)百万円】

○ 実需者ニーズに対応した園芸作物の生産拡大を実現するため、**水田地帯において水稲から園芸作物への転換**を図り、生産者と実需者等の関係者が連携して取り組む**新しい園芸産地の育成**を支援。

【支援内容】

対象品目：露地野菜、施設野菜、果樹、花き

①産地の合意形成

水稲から園芸作物への転換に向けて、

- ・ 生産者間で生産体制の構想を検討するとともに、
- ・ 流通業者や実需者を含めたコンソーシアムを構築。



生産者間の生産体制の検討



コンソーシアムによる会議

②品種の選定や出荷先の確保

新たに園芸作物に取り組むに当たり、

- ・ 産地の気象・土壌条件に適した品種の検討を行うとともに、
- ・ 事業実施後の契約取引の実現に向けて実需者と計画的に協議。



品種選定試験

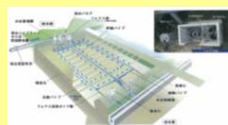


実需者と計画的に協議

③排水対策や栽培技術の確立

水田地帯で園芸作物への転換が可能かを検証するため、

- ・ 地下水水位制御システム等による排水対策の実証、
- ・ 栽培技術確立のための実証ほの設置、技術講習会等を実施。



地下水水位制御システム



栽培研修

④機械・施設のリース方式による導入等

まとまった面積でより高い収益を確保できるよう、

- ・ 低コスト生産に必要な機械化一貫体系の導入、
- ・ 施設野菜の生産に必要なハウスの導入、
- ・ 導入する機械・施設に対応する栽培技術の実証等を実施。

【機械化一貫体系の導入（キャベツ）】



畝立同時施肥機

全自動移植機

収穫機

【施設野菜の生産に必要な施設・機器】



ハウスのリース導入

ヒートポンプ

循環扇

＜産地育成のイメージ＞

野菜産地の育成



↓ 野菜への転換



施設野菜

露地野菜

- ◆ 水稲からの転換による水田地帯での野菜（露地・施設）を中心とした新たな産地を育成



野菜収穫機による収穫



ハウスによる施設野菜の生産



試験ほ場での機械実演

果樹産地の育成



↓ 果樹への転換



- ◆ 水稲からの転換による水田地帯での果樹を中心とした新たな産地を育成



省力的な防除に必要なスピードスプレヤーの導入



ジョイント栽培による省力栽培・早期成園化の実現



屋根かけ栽培による高品質な果実の安定生産

花き産地の育成



↓ 花きへの転換



- ◆ 水稲からの転換による水田地帯での花きを中心とした新たな産地を育成



パイプハウスによる花きの栽培



市場関係者による産地指導

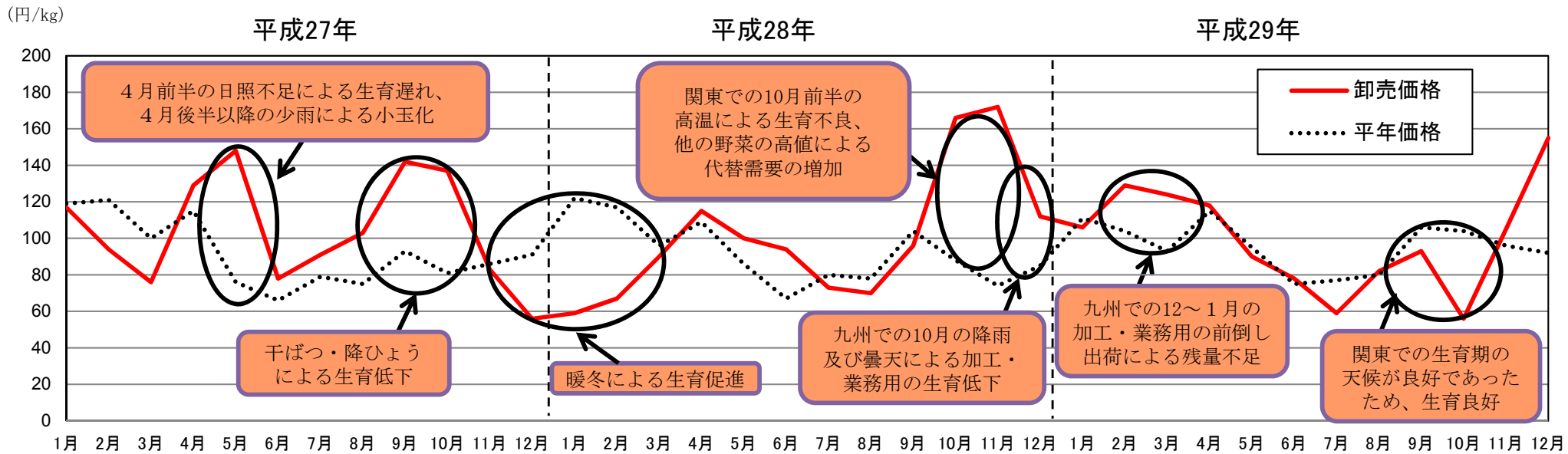


新品種の実証栽培

17. 野菜の特性と価格変動

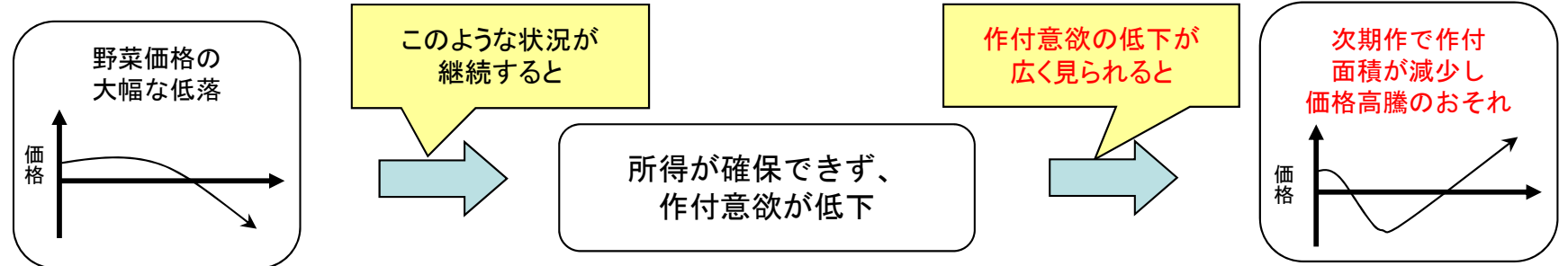
- 野菜は、天候によって作柄が変動しやすく保存性も乏しいため、供給量の変動に伴い価格が大幅に変動。
- また、品目転換が比較的容易であることから、価格変動に応じて作付面積も変動しやすく、これに伴って供給量も変動し、さらに価格が変動するといった特性。

○ キャベツの卸売価格の推移(平成27年～29年)



資料:東京中央市場青果卸売会社協会調べ 注:平年価格とは、過去5か年の月別価格の平均値である。

○ 野菜の価格変動と作付面積への影響



18. 野菜の生産・出荷の推進

- 野菜を安定的に消費者に供給するため、国が全国の野菜需給に係るガイドラインを作成するとともに、産地や生産者は、これを参考に自らの販売実績や見通しに基づく生産・出荷計画を策定し、販売力に応じた生産・出荷を推進。
- 豊凶に伴う価格高騰・低落対策として価格高騰時には出荷の前倒し等を、価格低落時には出荷の後送り、加工用販売、市場隔離等を行う緊急需給調整事業を措置。

○ 指定野菜の生産・出荷の推進

需要及び供給の見通し(国)
(概ね5年ごとに策定) ※直近はH25年3月

需給ガイドライン(国)
(毎年6月(冬春野菜)、12月(夏秋野菜)に策定)

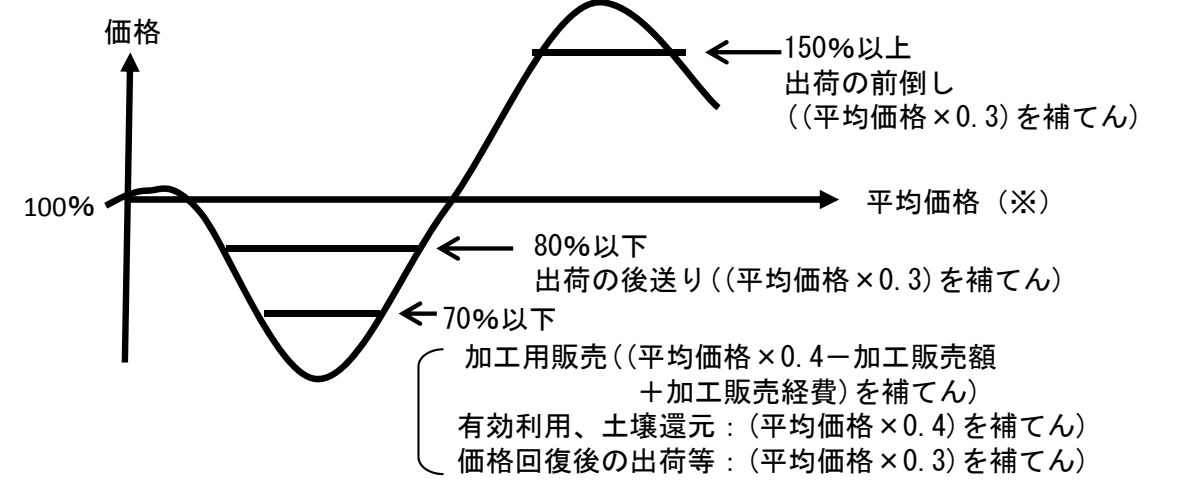
供給計画(生産者、出荷団体)
(種別ごとに年2回作成)
(は種・定植前の当初計画、出荷前の確定計画)

指定野菜(14品目)
キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

○ 重要野菜等の緊急需給調整事業

国：1、生産者：1で拠出

<発動基準と補てん額>



※ 平均価格は、対象出荷期間中に対象市場ブロックに出荷された野菜の過去6年間の卸売市場価格の平均。

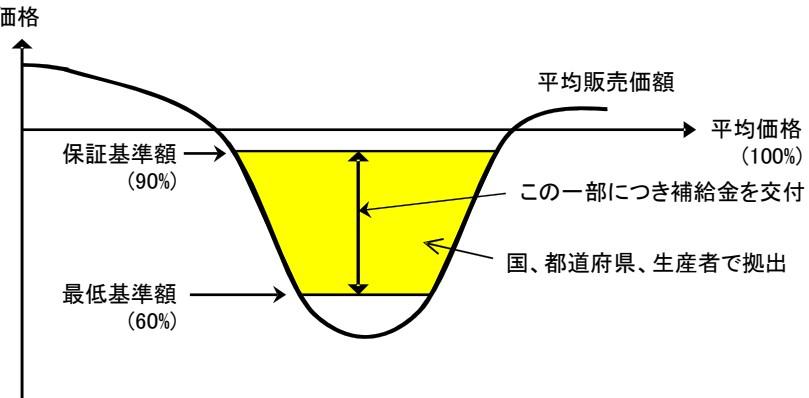
重要野菜:キャベツ(周年)、たまねぎ(周年)、秋冬だいこん、秋冬はくさい
調整野菜:春だいこん、夏だいこん、春はくさい、夏はくさい、レタス(周年)、にんじん(周年)

19. 野菜価格安定対策の概要①

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施。

○ 指定野菜・特定野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者補給金を交付。

基本の仕組み



指定野菜 (14品目)
 キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、
 トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、
 ピーマン、レタス、たまねぎ、ぱれいしょ、
 ほうれんそう

特定野菜 (35品目)
 アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、
 カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、
 こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、
 しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、
 そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、
 ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、
 やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、
 らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 35品目 国民消費生活や地域農業振興の観点 から指定野菜に準ずる重要な野菜
産地要件	面積	20ha (露地野菜)	5ha
	出荷割合	2/3	2/3
拠出割合 (国：都道府県：生産者)		3：1：1	1：1：1 (※)
平均価格		過去6カ年の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額		平均価格の90%	平均価格の80%
最低基準額		平均価格の60%	平均価格の55%
補填率		原則90%	80%
対象者		出荷団体、生産者 (個人・法人)	出荷団体、生産者 (個人・法人)

※ 特定野菜のうち、アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーにあたっては、国：2、都道府県：1、生産者：1

(参考) 交付金額の推移

○ 平成28年度に台風や日照不足の影響で野菜価格が長期にわたり高騰するなど、近年は、異常気象に伴い、価格が高値で推移する傾向となっており、交付金額も低位となっている。

○ 野菜価格安定制度の実績（会計年度ベース）

（単位：億円）

年度	17	18	19	20	21	22
交付金額	218 (139)	159 (105)	201 (129)	177 (114)	137 (88)	70 (45)
年度	23	24	25	26	27	28
交付金額	158 (99)	150 (94)	97 (61)	95 (60)	62 (41)	91 (58)

※（ ）内はうち国費相当分

20. 野菜価格安定対策の概要②

- 平成14年に野菜生産出荷安定法を改正し、出荷団体や生産者が中間事業者や加工業者等と契約取引を行う場合のセーフティネット措置を創設。
- 平成23年度には、契約取引のセーフティネット支援の強化のため、新たにP(価格)×Q(数量)の差額を補てんする契約野菜収入確保モデル事業を導入。さらに、平成25年度には、加工・業務用への対応を強化する観点から、市場価格の高騰時も契約取引を維持しつつ、所得安定が図られるような仕組みを同モデル事業に追加。
- 実需者ニーズの高い加工・業務用野菜の生産拡大を図るためには、市場外を含めた契約取引の促進が図られるような事業運営が今後とも重要。

契約野菜安定供給事業の概要①

		契約指定野菜安定供給事業	契約特定野菜等安定供給促進事業	契約野菜収入確保モデル事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 35品目 国民消費生活や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜	指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜
産地要件	面積	20ha (露地野菜)	5ha	無し
	出荷割合	2/3	2/3	
抛出割合 (国：都道府県：生産者)		2：1：1 (※)	1：1：1	1：0：1
補填タイプ		①価格低落タイプ ②出荷調整タイプ ③数量確保タイプ	①価格低落タイプ ②出荷調整タイプ ③数量確保タイプ	①収入補填タイプ ②出荷促進タイプ ③数量確保タイプ
対象者		出荷団体、生産者 (個人・法人)	出荷団体、生産者 (個人・法人)	【①・②タイプ】 出荷団体、生産者 (個人・法人) 【③タイプ】 中間事業者 (商社・流通業者等)

※ リレー出荷による周年供給に取り組むことで六次産業化・産地消費法の認定を受けた場合は、数量確保タイプのみ指定産地外の生産者等も対象(23年度以降)。
この場合、ALICへの登録は不要であり、資金造成割合(国：県：生産者等)は 5:1:4となる。

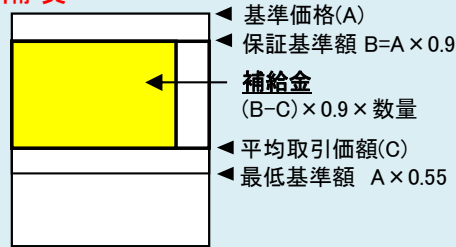
契約野菜安定供給事業の概要②

【契約指定野菜安定供給事業】 【契約特定野菜等安定供給促進事業】

①価格低落タイプ

市場価格に連動して価格が変動する契約を締結している生産者に対し、**価格の著しい低落が生じた場合に補填**

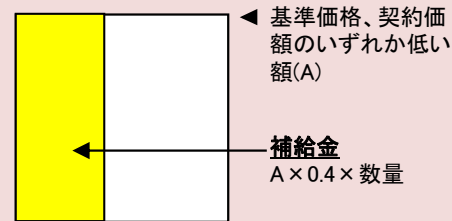
市場での平均取引価額が保証基準額（基準価格の90%）を下回った場合【低落時】に、保証基準額と平均取引価額の差額の90%を補填。



②出荷調整タイプ

生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、**価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に補填**

市場での平均取引価額が発動基準価額（基準価格の70%）を下回った場合【低落時】に、出荷調整を行ったときは、基準価格又は契約価額のいずれか低い方の40%を補填。



③数量確保タイプ

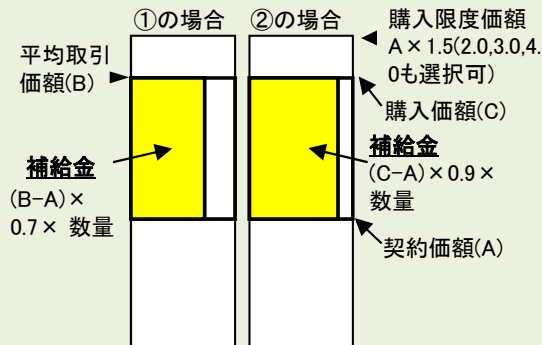
生産者が、契約数量の確保のために**市場等から調達をした場合に、その掛かり増し経費を補填**

契約数量が確保できず、市場での平均取引価額が指標価額（基準価格の110～130%）を上回った場合【高騰時】に、

①市場出荷予定のものを契約取引に回したときは、平均取引価額と契約価額の差額の70%を補填。

②市場等から購入したときは、購入価額と契約価額の差額の90%を補填。

※ 交付予約数量は契約数量の50%を限度。



【契約野菜収入確保モデル事業】

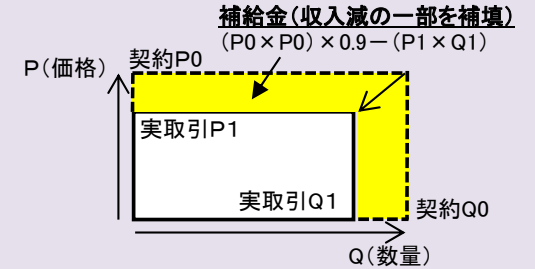
①収入補填タイプ

生産者が、契約締結時に**予定していた収入（価格(P)×数量(Q)）が得られなかった場合に補填**

予定収入 $(P_0 \times Q_0)$ の90%と取引後の実収入 $(P_1 \times Q_1)$ との差額を補填。

※1 予定収入の10%分は控除。

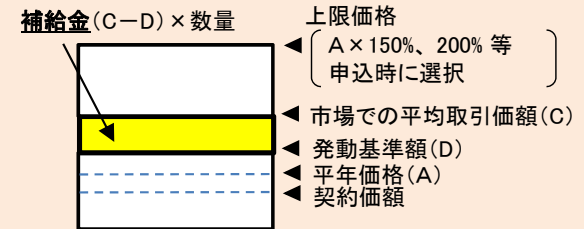
※2 交付金は積立金（予定収入×積立率（20, 15, 10, 5%から選択））を上限とする。



②出荷促進タイプ

生産者が、価格高騰している**市場ではなく、契約に沿って野菜を出荷した場合に補填**

市場での平均取引価額が発動基準額（基準価格の110～130%）を上回った場合【高騰時】に、契約に沿って出荷した数量に応じて、平均取引価額と発動基準額との差額を補填。

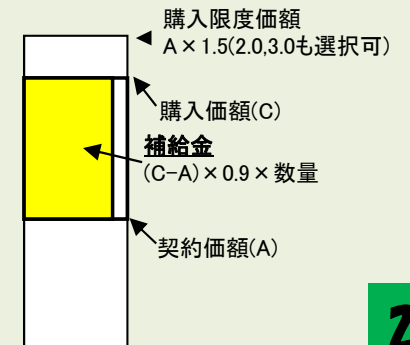


③数量確保タイプ

中間事業者が、契約数量の確保のために**市場等から調達をした場合に、その掛かり増し経費を補填**

契約数量が確保できず、市場での平均取引価額が指標価額（基準価格の110～130%）を上回った場合【高騰時】に、市場等から購入したときの購入価額と契約価額の差額の90%を補填。

※ 交付予約数量は契約数量の50%を限度。



21. 施設園芸等燃油価格高騰対策

- 燃油価格は、為替や国際的な商品市況等の影響で大きく変動するため、今後の価格の見通しを立てることが困難な生産資材。特に施設園芸等は、経営費に占める燃料費の割合が極めて高く、燃油価格高騰の影響を受けやすい業種。
- そのため、これまで省エネルギー化に取り組んできた施設園芸等産地においても、より燃油価格の高騰に影響を受けにくい経営への転換を進める必要。
- 経営の転換に取り組む産地に対しては、燃油価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援。

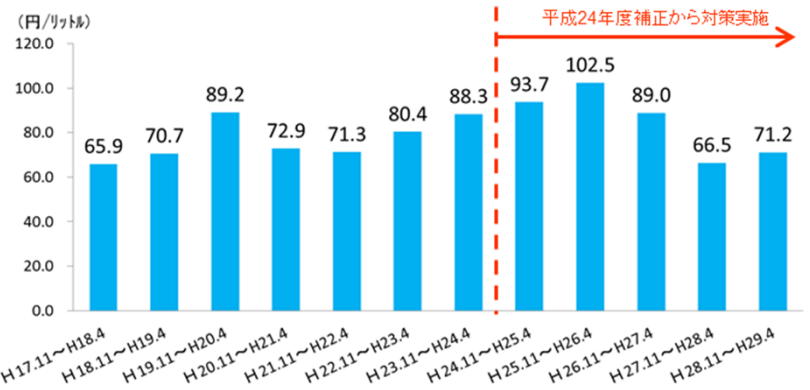
施設園芸等における燃油価格高騰の影響

○ 経営費に占める燃料費の割合は極めて高い。
(漁業と同等に3割程度)

農業経営費に占める燃料費の割合

農業	ピーマン	26%
	ばら	31%
	マンゴー	44%
	茶(加工)	27%
漁業	いか釣(沿岸)	26%
他産業	タクシー	8%
	トラック	5%

施設園芸の加温期間(11月~4月)におけるA重油の平均価格



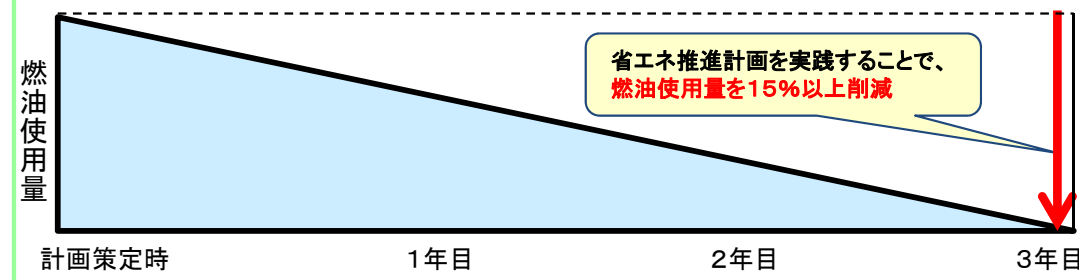
【燃油価格高騰対策の基本的な仕組み】

燃油価格高騰の影響を受けにくい経営に転換

○ 省エネルギー等対策推進計画を策定し、燃油使用量の15%以上削減等に取り組む産地に対して、省エネ等の取り組みだけではカバーできない燃油価格高騰の影響を緩和するセーフティネットにより経営の安定を図る。

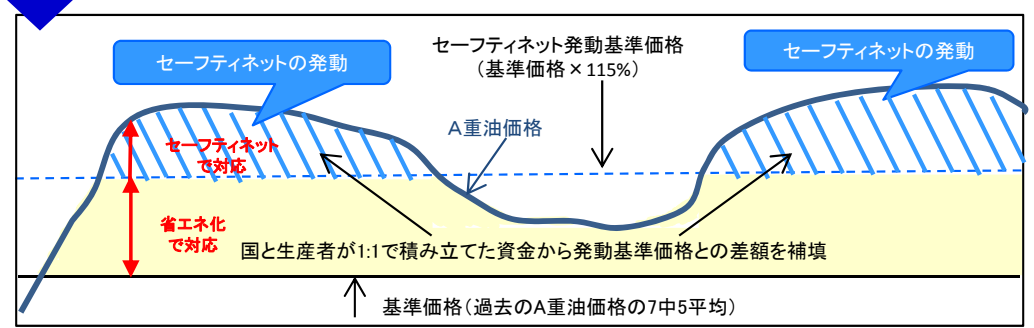
施設園芸の産地において省エネルギー等対策推進計画を策定

例：燃油使用量削減目標(▲15%以上)と目標達成に向けた取組手段を設定。
※新たに対策に取り組む施設園芸等産地の場合。



支援

セーフティネット構築を支援(補助率:1/2)



燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換

(参考1) 野菜の品目

○ 我が国では数多くの野菜が栽培されているが、生産量等が統計で把握されているのは約100品目。
 ○ 全国的に流通し、特に消費量が多く重要な野菜を指定野菜として指定。

	葉茎菜類	果菜類	根菜類	果実的野菜	その他野菜	出荷量 (26年産)
指定野菜 (14品目) 全国的に流通し、特に消費量が多く重要な野菜	 <p>キャベツ ほうれんそう レタス ねぎ たまねぎ はくさい</p>	 <p>きゅうり なす トマト ピーマン</p>	 <p>だいこん にんじん さといも ばれいしょ</p>			944万 t (78%)
特定野菜 (35品目) 地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる重要な野菜	こまつな、みつば、ちんげんさい、ふき、しゅんぎく、セルリー、アスパラガス、にら、カリフラワー、にんにく、ブロッコリー、わけぎ、らっきょう、みずな、みょうが	かぼちゃ、さやいんげん、スイートコーン、そらまめ、えだまめ、さやえんどう、グリーンピース、にがうり、ししとうがらし、オクラ	かぶ、ごぼう、れんこん、やまのいも、かんしょ	いちご、メロン、すいか	しょうが、生しいたけ	215万 t (18%)
その他特産野菜 (43品目)	うど、芽キャベツ、モロヘイヤ、もやし等	とうがん等	くわい、ラディシュ等		カイワレダイコン、マッシュルーム、しそ等	57万 t (5%)

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」、「地域特産野菜生産状況調査」、「特用林産物生産統計調査」

(参考2)野菜1キログラムあたりの個数

品 目	1キログラムあたりの 個・本・束数	(1個あたりの重さ)
だいこん	1本	(800g~1kg)
にんじん	5本	(200g)
はくさい	1/2個	(1.5kg)
キャベツ	1個	(1kg)
ほうれんそう	4束	(1株 30g)
ねぎ	8本	(100~150g)
レタス	3個	(300g)
きゅうり	10本	(100g)
なす	12個	(50~80g)
トマト	5個	(200g)
ピーマン	25個	(30~40g)
ばれいしょ	6個	(150~200g)
さといも	20個	(50g)
たまねぎ	5個	(200g)

資料:「新食品成分表」(2009年11月、東京法令出版株式会社発行)

『栄養と料理』フーズデータ<5>野菜1日300グラムのとり方早わかり」(昭和63年12月、女子栄養大学出版部発行)

注:1キログラムあたりの個・本・束数は、1個あたりの重さから計算した値

(参考3)野菜の産出額(平成28年)

(単位:億円)

都道府県	産出額	順位
北海道	2,206(9%)	1
青森	863	10
岩手	295	26
宮城	270	30
秋田	287	27
山形	423	21
福島	482	17
茨城	2,150(8%)	2
栃木	964	8
群馬	1,070	6
埼玉	1,047	7
千葉	1,927(8%)	3
東京	171	37
神奈川	476	18
新潟	386	22
富山	61	47

都道府県	産出額	順位
石川	108	45
福井	89	46
山梨	141	41
長野	897	9
岐阜	361	25
静岡	700	13
愛知	1,127(4%)	5
三重	155	39
滋賀	122	42
京都	275	29
大阪	160	38
兵庫	435	20
奈良	120	43
和歌山	173	36
鳥取	236	34
島根	114	44

都道府県	産出額	順位
岡山	251	31
広島	249	32
山口	177	35
徳島	448	19
香川	287	28
愛媛	243	33
高知	698	14
福岡	808	11
佐賀	368	24
長崎	513	16
熊本	1,321(5%)	4
大分	382	23
宮崎	771	12
鹿児島	616	15
沖縄	144	40
合計	25,567	

注: ()内は野菜の産出額の合計に占める割合。

資料:農林水産省「生産農業所得統計」

(参考4) 1日に必要な野菜料理の例 (野菜摂取目標量350g)



写真提供: 一般社団法人ファイブ・ア・デイ協会

平成30年7月豪雨による被害状況等について

1 農林水産省の対応等

(1) 体制整備等

- 7月5日 17:30 農林水産省災害情報連絡室を設置
- 7月7日 10:30 農林水産省緊急自然災害対策本部へ改組
(近畿、中国四国、九州農政局、中部、近畿中国、四国、九州森林管理局災害対策本部設置済)
- 7月8日 9:30 農林水産省緊急自然災害対策本部(第2回)を開催
- 7月9日 10:20 農林水産省緊急自然災害対策本部(第3回)を開催
- 7月9日 小此木防災担当大臣を団長とする政府調査団の現地調査(岡山県及び広島県)に、大臣官房文書課、農村振興局及び林野庁の職員を派遣
- 7月10日 大臣官房総括審議官及び本省職員を被災地に派遣
- 7月10日 15:00 農林水産省緊急自然災害対策本部(第4回)を開催
- 7月12日 9:45 農林水産省緊急自然災害対策本部(第5回)を開催
- 7月13日 9:40 農林水産省緊急自然災害対策本部(第6回)を開催
- 7月14日 10:40 農林水産省緊急自然災害対策本部(第7回)を開催
- 7月14日 平成30年7月豪雨に関する農林水産省相談窓口を設置
- 7月15日 9:00 農林水産省緊急自然災害対策本部(第8回)を開催
- 7月16日 10:40 農林水産省緊急自然災害対策本部(第9回)を開催
- 7月16日 「平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害への支援対策について」を決定
- 7月17日 9:50 農林水産省緊急自然災害対策本部(第10回)を開催
- 7月17日 齋藤農林水産大臣が岡山県及び広島県において現地調査
- 7月18日 齋藤農林水産大臣が愛媛県において現地調査
- 7月19日 17:55 農林水産省緊急自然災害対策本部(第11回)を開催
- 7月19日 「全国ため池緊急点検の実施について」を決定
- 7月22日 9:50 農林水産省緊急自然災害対策本部(第12回)を開催

(2) 食料供給

①食料支援の実績

農林水産省が手配した食料支援は、県・地域ごとに以下のとおり到着している。各県の拠点に到着したものは、その後、県下の避難所等に届けられる。また、特定の地域に到着したものは、それぞれの市町村において配布される。

※到着日が新しい順に記載

7月25日までの合計：952,700点

配送先		到着日	支援品目	数量(概数)
岡山県 (計 494,778 点)	県の拠点 (計 460,746 点)	7月21日	レトルトカレー	2,550
			カップ味噌汁	2,544
		7月20日	パックごはん	5,016
			水産缶詰	2,400
			フルーツ缶詰	2,880
			カップスープ	2,544
			ふりかけ	5,000
			お茶	40,320
			経口補水液	2,520
			栄養を強化したゼリー飲料	25,020
		7月19日	水(500ml)	20,160
			お茶	11,520
			スポーツドリンク	39,984
		7月18日	水(500ml)	30,240
			スポーツドリンク	21,600
			野菜ジュース	31,104
			缶コーヒー	23,136
			塩分補給飴	1,720
		7月15日	水産缶詰	4,800
			豚角煮缶詰	5,232
		7月14日	レトルトおかゆ	9,990
			カップ麺	10,008
			お茶	21,600
			スポーツドリンク	20,000
			野菜ジュース	20,000
			栄養を強化したゼリー飲料	4,380
			介護食品(ハンバーグ、海鮮寄せ鍋、親子丼、五目煮等)	1,000
		7月13日	カップ麺	15,000
やきとり缶詰	4,800			
水産缶詰	5,232			
レトルト牛丼	5,040			

			水(500 mℓ)	20,160
			お茶	10,368
			スポーツドリンク	10,368
			野菜ジュース	7,000
			ベビーフード(うどんと煮物のセット、肉じゃが、まぜごはん)	1,024
			介護食品(ハンバーグ、海鮮寄せ鍋、親子丼、五目煮等)	1,000
		7月12日	パックごはん	5,004
			レトルトカレー	5,010
			ビスケット	2,592
			栄養を強化したゼリー飲料	630
			粉ミルク	250
	小田郡 ^{やかげちょう} 矢掛町 (計 28,032 点)	7月19日	クラッカー	864
		7月12日	レトルトおかゆ	2,000
		7月10日	水(2ℓ)	20,000(※)
			乾パン	2,016
			クラッカー	1,152
		パックごはん	2,000	
	倉敷市 ^{まびちょう} 真備町 (計 6,000 点)	7月9日	パン	6,000
広島県 (計 356,992 点)	県の拠点 (計 203,004 点)	7月20日	水(500 mℓ)	28,800
			スポーツドリンク	21,600
		7月15日	水(500 mℓ)	74,640
			お茶	5,016
			スポーツドリンク	51,300
		7月14日	やきとり缶詰	1,440
			水産缶詰	1,584
		7月13日	レトルトおかゆ	3,000
			水(500 mℓ)	9,984
		7月12日	レトルトカレー	5,010
			栄養を強化したゼリー飲料	630
		呉市等 (計 153,988 点)	7月15日	レトルトカレー
	7月14日		パックごはん	11,520
豚角煮缶詰			2,880	

			水産缶詰	11,184
			牛大和煮缶詰	5,040
			水(500 mℓ)	21,000
		7月13日	パックごはん	8,640
			パン	5,500
			水(2ℓ)	6,000(※)
			水(500 mℓ)	8,000
		7月12日	パックごはん	10,008
			パン	1,000
			水産缶詰	10,032
			水(500 mℓ)	2,304
		7月11日	パン	24,000
		7月10日	パン	24,000
愛媛県 (計 98,930 点)	県の拠点 (計 98,930 点)	7月18日	カップ麺	4,020
			牛大和煮缶詰	2,016
			お茶	2,016
			スポーツドリンク	6,000
			野菜ジュース	3,456
			栄養を強化したゼリー飲料	1,020
		7月17日	パックごはん	2,016
		7月13日	カップ麺	6,000
			パックごはん	2,016
			やきとり缶詰	1,920
			水産缶詰	2,112
			水(500 mℓ)	4,000
			お茶	2,000
			野菜ジュース	3,500
			粉ミルク	100
		7月12日	レトルトおかゆ	11,664
			レトルトカレー	2,010
			スポーツドリンク	4,008
			経口補水液	9,000
			ビスケット	1,056
			栄養を強化したゼリー飲料	2,000
7月11日	パックごはん	9,000		
	レトルトカレー	9,000		

			水(500 ml)	9,000
高知県 (計 2,000 点)	おおつきちょう 大月町 (計 2,000 点)	7 月 14 日	水(500 ml)	2,000

※ 水 2ℓ は 500 ml 換算して個数を計算。

②被災地域のある府県を管轄する地方農政局が、7月9日から5日間、被災地域のスーパー、コンビニ等の店舗を巡回して、食料等の品薄・欠品状況を調査し把握するよう指示した。(7月9日)

品薄が残る地域においては、6日目以降も継続して調査を行うこととし、調査9日目の結果でも、品薄・欠品はほぼ解消されている。このため、調査を一旦終了する。(7月17日)

③大手コンビニエンスストア5社の12店舗が営業を停止。(7月26日時点)

④大手スーパーマーケットの2店舗が営業を停止。(7月26日時点)

⑤コカ・コーラボトラーズジャパンの広島県三原市の本郷工場及び工場と隣接する物流拠点において浸水の被害が発生し、現在も操業を停止。この他には、現時点で大手企業の被災情報は確認されず。

旭醤油醸造場(愛媛県宇和島市)については、15日に農林水産省職員が経済産業省とともに訪問して被災状況を確認、復旧に向けた要望を聴取。

【食料供給可能量】

①日本パン工業会、日本即席食品工業協会、全国包装米飯協会、清涼飲料主要各社に確認したところ、各社が提出した供給可能量(※)に沿った協力を特に支障はないとの報告あり。

※緊急災害時対応食料供給体制整備調査結果(平成30年3月)。ただし、今後の被害の確認状況により変わる可能性あり。

②政府所有米穀(備蓄精米)の在庫状況は、以下の約511トンとなっており、各受託事業体に対し「指示があれば、備蓄精米を出庫できる準備をするよう」連絡済み。

千葉県千葉市 85トン

神奈川県横浜市 84トン

神奈川県厚木市 87トン

京都府舞鶴市 85トン

兵庫県神戸市 85トン

福岡県福岡市 85トン

※被災県において備蓄用精米の供給要請を検討中との情報あり(7月11日)。具体的な要請があり次第対応。

(3) 農産関連

① 営農技術指導

- ・被害を受けた農作物が湿害や病害虫の影響を極力受けまいよう、今般の豪雨に先立って6月8日付で発出した通知に基づき、営農可能な地域については、排水対策・防除等を徹底。さらに、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応を図るため、冠水被害を受けたほ場の防除対策、集出荷施設等が被災した場合の対応等を中心とする通知を7月11日に発出。
 - ・水稻、麦、大豆等について、冠水や土砂の流入といった被害が生じており、また、兵庫県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県において、一部の乾燥調製貯蔵施設等も土砂の流入等によって被害を受けている状況。現在、今般公表した営農再開に向けた支援対策を周知するとともに、被災した施設について今秋の収穫時期に向けた対応方針を検討中。
- ・愛媛県宇和島市等のみかん園地において、パイプラインや配管が損傷し、散水が困難となっていることから、15日、農林水産省職員と農研機構職員が現地を調査。道路も寸断されており、人力での散水も困難な園地が広範にわたっていることを確認。これを踏まえ、宇和島市が行う復旧・復興を支援するため、17日から農林水産省職員を現地に派遣。18日に宇和島市役所及びJAえひめ南の関係者と防除に関し今後とり得る対応について意見交換。19日、航空防除の可能性について、JAえひめ南の関係者と被災園地の現地調査及び打合せを実施。20日、被災園地において、防除用の無人航空機による試験散布を実施。今後、航空防除の要請があり次第対応。
- ・農作物の集出荷施設が被害を受けている地域については、地域内の他の集出荷施設の利用等により円滑な出荷のための対応を行うよう、7月11日に関係機関に要請。
 - ・岡山県は、ももについて、主要な集出荷施設に影響が出ていないことを確認。ぶどうについては、一部の集出荷施設に浸水被害が見られるが、出荷時期までには復旧できる可能性があることを確認。
 - ・出荷期ではないが、愛媛県宇和島市のみかん選果場については、7か所のうち、3か所で被害を確認。
- ・平成30年7月11日付で病害虫発生予報第4号をプレスリリースし、通常の発生予察情報に加え、大雨の影響を受けた地域に対する病害虫防除指導を実施。

② 野菜価格

- ・大阪市中央卸売市場では、7日以降、一部品目で入荷量が減少し、価格が高値水準にある。

③ 果物価格

- ・主要な市場である東京都中央卸売市場、大阪市中央卸売市場のもも・ぶどうの価格について、24日時点では、豪雨の前後で大きな変化は見られない（25日は休

市日)。

(4) 畜産関連

- ①京都府 1 件、広島県 1 件（計 2 件）で当面必要な飼料は確保しているが、輸送に支障が生じていることから、道路復旧を進めるとともに、必要に応じて緊急的な人力による配送を実施。（7月 26 日）
- ②集送乳や乳業工場での処理が滞ったこと等により、岡山県、広島県、愛媛県等 6 府県の酪農家において、生乳廃棄があった（合計 115 トン（見込み））が、中央酪農会議等関係団体に対応を要請し、7 月 13 日までに全戸出荷再開。乳業工場については、京都府、岡山県、広島県内の 5 工場が製造を停止したが、14 日までに 4 工場が製造再開。未だ製造を停止している広島県の 1 工場については、17 日、本省担当官を派遣し、被害状況調査を実施。（7 月 20 日）
- ③牛肉・豚肉の卸売価格は、特に豚肉について出荷頭数の減少により一時的に上昇したものの、ほぼ昨年並みの水準となっている。（7 月 25 日）
- ④愛媛県の食肉処理施設が浸水により、稼働できない状況が続いており、7 月 13 日から他地域への振替出荷が始まっている。（7 月 17 日）
- ⑤愛媛県の上記食肉処理施設及び被害の出ている酪農経営における被害状況の早急な把握等のため、7 月 20 日から本省担当官及び（独）家畜改良センター職員を派遣。7 月 20 及び 23 日、食肉処理施設の関係者と意見交換。7 月 21 及び 22 日、被災した畜産農家の調査を実施。（7 月 23 日）

(5) 農地・農業用施設関係

① 被害調査支援

- ・農地・農業用施設の被害の全容を早期に把握するため、農政局から、被災各府県にリエゾン（水土里災害派遣隊）を派遣。（7 月 10 日から、中国四国農政局管内の 7 県で実施）
- ・農地・農業用施設の被害状況調査を支援するために、農政局職員（水土里災害派遣隊）を被災地へ派遣。（リエゾン含め、累計 2 府 18 県へ延べ 469 人・日派遣。）

② 農業用ダム、用水路

- ・大雨特別警報が発令された 4 農政局管内の 67 の国営造成ダムについて、降水量等に応じ、順次、施設管理者による臨時点検を実施した結果、ダム本体等に係る重大な異常は確認されなかった。（～7 月 12 日）
（貯水池内の法面の一部崩落等：4 ダム、異常なし：51 ダム、点検不要：12 ダム）
- ・1 道 2 府 31 県の農業用排水路、用排水機場、頭首工（堰）、農道等の農業用施設において、土砂の流入や道路崩落による管損傷、ポンプ場への浸水、路面の亀裂・崩壊等の被害が発生。

③ ため池

- ・大雨特別警報が発令された地域のため池について、順次、施設管理者による点検を実施。農研機構が岡山県及び広島県の被災ため池の現地調査を実施。
- ・効果的なため池対策を検討するため、「平成30年7月豪雨を踏まえたため池対策検討チーム」を設置。（7月15日）
- ・下流の家屋や公共施設等に被害を与える可能性のある全ての農業用ため池について、緊急点検を実施するよう都道府県に要請。特に被害の大きい広島県、岡山県、愛媛県等に対し、国の技術系職員（水土里災害派遣隊）を集中的に派遣し、早急に緊急点検を実施（7月19日から、延べ858人・日派遣，点検済み4,643箇所）。

④ 農業集落排水施設

1府12県において、70箇所の被害状況を確認（処理場停止14箇所、処理場能力低下13箇所、管路被災等43箇所）。仮復旧済み27箇所を含め、67箇所は稼働中。

⑤ 応急ポンプの貸出し

ため池の水位低下等のための応急ポンプを貸出し及び設置の支援を実施（累計6県に51台を貸出し）。

⑥ 査定前着工制度の活用

1道1府11県において、頭首工（ゴム堰）の破断、管水路の破損等について、災害復旧事業の査定前着工制度を活用し対応中（応急本工事32件、応急仮工事16件）

(6) 林野関係

① 被害調査支援

- ・関係自治体との合同によるヘリ調査を実施。林地荒廃箇所等を確認。
 - 7月2日 岐阜県
 - 7月9日 兵庫県、福岡県、佐賀県
 - 7月10日 京都府、広島県、高知県
 - 7月11日 長野県、岐阜県、岡山県、高知県
 - 7月12日 愛媛県、高知県
- ・岡山県、広島県、愛媛県ほかにおいて、森林管理署職員がドローンを活用しながら山地災害及び林道等の被害箇所の現地確認等を実施中（7月7日～）。
- ・本庁担当官を愛媛県に派遣し、八幡浜官材協同組合（大洲市）を含む木材加工流通施設の復旧に向けた被害状況調査を実施（7月20日）。
- ・被災自治体からの要望を踏まえ、災害復旧等事業に向けた調査、設計等を集中的に支援するため、本庁及び各森林管理局の技術職員からなる「山地災害対策緊急展開チーム」を編成し派遣を開始（7月25日～愛媛県）。

② 職員派遣

- ・本庁担当官を被災県に派遣し、災害復旧等事業の技術的指導・被害状況調査を実施（7月11日～岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、愛媛県、佐賀県、大分県）。

- ・高知県と愛媛県へリエゾンを派遣（四国森林管理局）
その他関係市町村に対し、森林管理局署職員が情報収集を実施中。
（被害調査支援等により、累計1府23県へ延べ263人・日派遣。）

③ 災害復旧木材関係

- ・災害復旧木材確保対策連絡会議（林業・木材産業関係18団体が参加）を開催し、木材産業等の被害状況の把握及び災害復旧木材の安定供給等について情報交換するとともに、生産、流通・販売への影響等の調査協力を依頼。（7月11日）
- ・八幡浜官材協同組合（愛媛県大洲市）については工場敷地が冠水し、製材機械等の被害状況を点検中（7月16日）
- ・東広島市から県災対本部を經由して供給要請があった木製杭500本（用途は、崩壊した斜面の2次災害を防ぐためのブルーシートを張る際に使用）について、林野庁から全国木材組合連合会に要請して、市役所倉庫に即日納入（7月18日、7月24日計2回）。

④ 対応状況

- ・効果的な治山対策を検討するため、「平成30年7月豪雨を踏まえた治山対策検討チーム」を設置。（7月12日）
- ・広島県及び愛媛県における山地災害の学識経験者による現地調査を実施（7月26日～29日）

（7）水産関係

① 被害の状況

- ・12府県において漁船、定置網、養殖施設等に被害が発生。
- ・6県において30漁港で港内への流木の流入等の被害が発生。5県において共同利用施設に被害が発生。また、4県20海岸において海岸への流木等の漂着が発生。

② 対応状況

a) 漁港施設等の被害への対応

- ・水産庁災害情報連絡会議を開催し、被害情報の共有及び今後の被害情報の把握と対応について協議。（7月9日、13日、17日）
- ・被害を受けた30漁港のうち、23漁港において災害復旧事業の査定前着工制度を活用し対応中。
- ・本庁担当官を愛媛県（宇和島市、今治市、西予市、伊方町）に派遣し、災害復旧事業に関する技術的助言を実施（7月17日～18日）。
- ・内水面や海面養殖の被害状況の把握等のため、本庁担当官を岡山県、広島県、愛媛県に派遣（7月23日～25日）。

b) 生活者支援

- ・水産庁漁業取締船「みかげ」（49トン）が、7月12日～17日まで愛媛県上島町弓削島及び生名島並びに広島県三原市佐木島において、給水活動を実施。併せてミネラ

ルウオーター等の物資を輸送。広島県三原市佐木島^{さぎしま}管内の水道が復旧したことに伴い、同島に物資（三原市が所有するブルーシート）を輸送して7月18日に支援業務を終了。

- ・水産庁漁業取締船「白鷺」（149トン）が7月14日～16日まで愛媛県上島町岩城島^{いわぎしま}で給水活動及び物資配布を実施。愛媛県上島町管内の水道が復旧したことに伴い7月17日に支援業務を終了。

（8）国立研究開発法人関係

- ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）において、全国5カ所の地域農業研究センター及び農村工学研究部門に相談窓口を設置（7月9日～）。地方農政局・地方参事官等と連携しつつ、冠水した圃場における栽培管理や破損した農業用施設の復旧など営農に必要な技術情報を提供。
- ・農研機構が岡山県及び広島県の被災ため池並びに愛媛県のみかん園地に係る現地調査を実施。

2 農林水産関係被害の概要（6月28日からの被害を集計）

区分	主な被害	被害数	被害額(億円) (* 1)	被害地域(現在 36 道府県より報告あり)
農作物等	農作物等 (* 2)	18,761ha	56.8	北海道、岩手、秋田、長野、富山、石川、福井、岐阜、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (31 道府県)
	樹体 (* 3)	239ha	3.9	岐阜、京都、大阪、和歌山、岡山、広島、山口、愛媛、佐賀、長崎、沖縄 (11 府県)
	家畜	44,799 頭羽	0.5	京都、兵庫、奈良、岡山、広島、山口、愛媛、佐賀、熊本 (9 府県)
	畜産物 (生乳等)	23 トン	0.1	岡山、広島、愛媛 (3 県)
	農業用ハウス等	3,261 件	17.6	北海道、秋田、福井、岐阜、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 (24 道府県)
	畜産用施設	137 件	3.1	岐阜、京都、兵庫、鳥取、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分 (14 府県)
	在庫品	3 件	0.1	広島、山口 (2 県)
	共同利用施設	78 件	4.6	岐阜、兵庫、岡山、広島、愛媛、福岡、佐賀、熊本、鹿児島 (9 県)
	農業用機械	273 件	4.0	北海道、岐阜、京都、大阪、兵庫、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡、佐賀 (13 道府県)
	小計			90.7
農地・農業 用施設関係	農地の破損	15,468 箇所	313.4	北海道、岩手、群馬、長野、静岡、富山、石川、福井、岐阜、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (33 道府県)
	農業用施設等 (* 4)	12,966 箇所	473.6	北海道、岩手、群馬、長野、静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (34 道府県)
	小計			787.0
林野関係	林地荒廃	1,295 箇所	511.7	北海道、神奈川、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 (31 道府県)
	治山施設	75 箇所	23.9	北海道、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、鳥取、島根、広島、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎 (21 道府県)

	林道施設等	7,151箇所	186.4	道府県) 北海道、岩手、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (32道府県)
	木材加工・流通施設	38件	6.6	京都、島根、岡山、徳島、愛媛、高知、宮崎 (7府県)
	特用林産物施設等	14件	2.3	福井、滋賀、京都、岡山、広島、愛媛、高知、熊本、大分 (9府県)
	小計		730.9	
水産関係	漁船	35隻	0.0	岐阜、京都、島根、広島、愛媛、長崎、沖縄 (7府県)
	漁具	16件	調査中	長崎、鹿児島 (2県)
	養殖施設	38件	0.1	京都、広島、愛媛、高知、長崎 (5府県)
	漁場	4件	調査中	広島、高知、長崎 (3県)
	水産物 (*5)	40件	1.7	岐阜、岡山、広島、愛媛、高知、長崎、宮崎、沖縄 (8県)
	漁具倉庫等	4件	0.1	広島、愛媛、大分 (3県)
	漁港施設等	30漁港	13.8	山口、愛媛、高知、福岡、長崎、大分 (6県)
	共同利用施設	23件	0.1	岡山、広島、高知、長崎、宮崎 (5県)
	海岸漂着物	20海岸	0.2	三重、鳥取、高知、長崎 (4県)
	小計		16.0	
合計			1,624.6	

*1: 現時点で都道府県から報告があったものを記載しており、引き続き調査中。なお、報告には被害数の報告のみで被害額は調査中のものも含まれる。

*2: そば、大豆、レタス、キャベツ、わさび、ほうれんそう、ハーブ、アスパラガス、チンゲンサイ、サンチュ、オリーブ、こまつな、カボチャ、スイカ、いちご、枝豆、里芋、イチジク、とうがん、だいこん、にんじん、トマト、スイートコーン、アジサイ、もも、なし、ブルーベリー、メロン、ニラ、ショウガ、なす、ピーマン、みかん、きゅうり、ズッキーニ、ネギ、ペニアオイ、ソルガム、葉たばこ、さとうきび、オクラ、ニガウリ、水稻等

*3: 柿、茶、葡萄、栗、りんご、なし、いちじく、みかん、マンゴー、バナナ

*4: ため池の決壊24か所(京都府福知山市「塩津古池」、^{ふくちやまし しおつふる}「樋の口東池」、大阪府八尾市「下蓮池」、岡山県総社市^{ひのくちひがし}「南谷池」、岡山県浅口市^{やあし しもはず}「大田池」、岡山県美咲町^{そらじや}「山田池」、広島県福山市^{ふくやまし}「勝負迫上池」、^{しょうぶごかみ}「勝負迫下池」、^{しょうぶごしも}「山田上池」、^{やまだかみ}「山田古池」、^{やまだふる}広島県竹原市^{たけはらし}「沖登祖池」、^{おきのぼそ}広島県北広島町^{きたひろしまちやう}「向迫田ため池」、^{むこうさこだ}広島県府中市^{ふちゆうし}「竹田池」、^{たけだ}広島県三次市^{みやし}「二ツ池下池」、^{ふたついでしも}広島県東広島市^{ひがしひろしまし}「上池」、^{かみ}「乙池」、^{おと}「大池」、^{おお}「横池」、^{よこ}広島県安芸高田市^{あきたかた}「はんぞうため池」、^{さか}広島県坂町^{おおしろ}「大城池」、^{ひろしまけんくれ}広島県呉市^{しん}「新池」、^{きりやま}「桐山池1号」、^{きりやま}愛媛県今治市^{いまばり}「塔の外池」、^{とうのそと}福岡県筑前町^{ちくぜんまち}「中島ため池」、^{なかしま})を含む。

*5: アユ、養殖ヤマメ等

3 通知等の発出

- 6月1日 林野庁が「林野に係る山地災害等の未然防止について」を通知
- 6月4日 林野庁が「林道施設災害が発生した場合の迅速な対応について」を通知
- 6月8日 大臣官房が「今後の気象動向（台風・大雨等）を踏まえた農林水産業共同利用施設の事前点検及び災害発生時の応急対策の実施について」を通知
- 6月8日 生産局及び政策統括官が「夏台風の発生・接近及び大雨等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」を通知
- 6月8日 経営局が「夏台風の発生・接近及び大雨等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について」を通知
- 6月29日 農村振興局が「台風第7号接近に伴う事前点検及び災害発生時の復旧箇所における応急対策の実施について」を通知
- 6月29日 水産庁が「西日本の大雨と台風第7号に対する備えと被害報告等について」を通知
- 7月2日 林野庁が「台風第7号接近に伴う山地災害の未然防止について」を通知
- 7月2日 林野庁が「台風第7号接近に伴う山地災害等に備えた対応について」を通知
- 7月5日 経営局が「平成30年台風第7号及び梅雨前線による6月28日からの大雨による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について」等を通知
- 7月6日 生産局が「平成30年台風第7号及び梅雨前線による6月28日からの大雨により、経営への影響を受ける畜産農家に対する飼料代金の支払猶予について」を通知
- 7月9日 農村振興局が「農地農業用施設等災害緊急派遣調査の実施について」を通知
- 7月9日 農村振興局が「国営造成施設の緊急調査の実施について」を通知
- 7月9日 農村振興局が、農政局に対し、多面的機能支払交付金の農地維持活動の取組のうち、異常気象後の応急措置として、農用地等に堆積した土砂や流木等の撤去を活動組織及び広域活動組織の共同活動の対象としていること等をあらためて通知
- 7月9日 農村振興局が、農政局に対し、自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還の免責及び復旧計画の提出により引き続き交付対象となることをあらためて通知
- 7月9日 農村振興局が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門に対して、ため池の決壊等の被災状況、原因分析等の支援要請
- 7月9日 農村振興局が「災害復旧事業における査定前着工提出資料の簡素化等について」を通知
- 7月9日 農村振興局が「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について」を通知

- 7月9日 水産庁が、各漁業共済組合、全国漁業共済組合連合会及び日本漁船保険組合に対し、加入者へ共済金及び保険金が早期に支払われるよう依頼文書を発出
- 7月9日 経営局及び水産庁が、農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会等に対し、災害救助法の適用された地域の被災者について、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講ずるよう通知
- 7月9日 経営局及び水産庁が、全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会等に対し、災害救助法の適用された地域の被災者について、共済金の迅速な支払いや、共済掛金の払込期間を延長する等の適時的確な措置を講ずるよう通知
- 7月9日 水産庁が、関係県及び関係団体に対して、既貸付金の償還猶予等について、適切な指導等を依頼
- 7月9日 水産庁が、水産多面的機能発揮対策事業関係者に対し「大雨被害に伴う迅速な水産多面的機能発揮対策事業の活用について」を通知
- 7月9日 林野庁が各都道府県に対して、補助施設を被災者の緊急避難所等に、高性能林業機械をがれきの除去等に使用することを緊急的な目的外使用として取り扱うことを通知
- 7月9日 林野庁が関係団体に対して、がれきの除去等の復旧作業に対する協力を依頼
- 7月9日 食料産業局が「平成30年7月豪雨による災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策について（中小企業庁公表）」を所管団体へ周知
- 7月9日 経営局が経営局公式 Facebook「農水省・農業経営者 net」にて被災農林漁業者への支援対策に関する情報を配信開始（併せて、「一農ネット」及び「農業女子プロジェクトメンバー向けメール」でも同様に情報を配信開始）
- 7月10日 消費・安全局が関係団体に対して、動物用医薬品等の流通に支障が生じている事例があれば報告するよう通知
- 7月10日 生産局が各都道府県及び関係団体に対して、浸水した農業機械は漏電や火災の危険があるため、点検前にスイッチを入れないこと等農業者の指導を徹底するよう通知
- 7月10日 政策統括官が「平成30年7月豪雨」に伴う被害を受けた地域における収入減少影響緩和交付金に係る積立金の納付期限の延長措置について」を通知
- 7月11日 生産局、消費・安全局及び政策統括官が、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応を図るため、冠水被害を受けたほ場の防除対策、集出荷施設等が被災した場合の対応等について通知
- 7月11日 生産局が、集出荷施設の被害を受けている地域において地域内の他の集出荷施設の利用等により円滑な出荷のための対応を行うよう、関係機関に対し通知
- 7月11日 経営局が「平成30年7月豪雨」に伴う農作物等の被害防止に向けた技術

指導の徹底及び農業共済の対応について」を通知

- 7月11日 消費・安全局が、関係団体に対して、防除に必要な農薬が不足しないよう、円滑な供給への協力依頼を通知
- 7月11日 消費・安全局が、農政局及び動物検疫所に対して、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な防疫対応を行うにあたり、防疫作業用資材及び人員の不足があれば、協力し対応するよう通知
- 7月11日 林野庁が関係団体に対して、応急対策及び復興対策に必要な木質資材、特に仮設住宅の建設に必要な杭丸太等の優先供給等について適切な対応を要請
- 7月11日 林野庁が各都道府県に対し、治山・林道施設を緊急に復旧する必要がある場合には、「査定前着工」を積極的に活用するよう通知
- 7月11日 大臣官房が農政局を通じ、共同利用施設の所有者に対し、共同利用施設を緊急に復旧する必要がある場合には、「査定前着工」を積極的に活用するよう通知
- 7月12日 農村振興局が「平成30年7月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取扱いの周知について」を通知
- 7月13日 消費・安全局が、被災地への輸入液体ミルク支援に対応し、消費者庁及び厚生労働省と連名で、各都道府県等に対し、食品表示法の弾力的運用を通知
- 7月13日 経営局が「平成30年7月豪雨に係る農業次世代人材投資事業の取扱いについて」により、研修状況報告等の提出期限の延長、生産関連の復旧作業の従事日数等への算入等の柔軟な対応について、関係機関に対応を依頼
- 7月13日 経営局が「平成30年7月豪雨に係る農の雇用事業の取扱いについて」により、助成金の申請期限の延長、生産関連の復旧作業の研修時間への算入等の柔軟な対応について、関係機関に対応を依頼
- 7月13日 経営局が、被災者が生活再建に必要な資金送金を受けられないなどの事態が発生しないよう、JAバンク等の口座開設時に本人確認書類が用意できない場合に、本人の自己申告に基づく開設を認める等の犯罪収益移転防止法施行規則の特例を措置
- 7月13日 経営局が、農業共済団体等に対し、災害救助法の適用された地域の被災者について、共済掛金の払込期間を延長する等の措置を講ずるよう通知
- 7月13日 経営局及び水産庁が、農林中央金庫、全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会等に対し、災害救助法の適用範囲が拡大されたことに伴う新たな対象地域について、7月9日付けの通知（金融上の措置を適切に講ずる等の要請）を改めて通知
- 7月13日 食料産業局が「平成30年7月豪雨による災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策（適用地域追加）について（中小企業庁公表）」を所管団体へ周知
- 7月13日 経営局が、農業女子プロジェクトメンバーに対し、被災状況及び被災された

方へのお役立ち情報や励ましのメッセージの情報を募集するメールを発出

- 7月15日 農村振興局が、農政局に対し、農業農村整備事業等の機動的かつ弾力的な施行に努めるとともに、被災農林漁家の就労が円滑かつ効率的に行われるよう配慮することを通知
- 7月16日 農村振興局が、今後の大雨に備えて、ため池を含む農地・農業用施設における応急対応の徹底と査定前着工制度の積極的な活用を通知
- 7月16日 農村振興局が、農地・農業用施設の災害復旧事業における査定前着工制度の積極的な活用に向けたリーフレットを送付
- 7月16日 林野庁が、林業・木材産業関係団体に対して、農林水産関係被害への支援対策について周知
- 7月17日 食料産業局が、経済産業省と連名で、平成30年7月豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について、関係団体に要請
- 7月17日 経営局及び水産庁が、農林中央金庫、全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会等に対し、災害救助法の適用範囲が拡大されたことに伴う新たな対象地域について、7月9日付けの通知（金融上の措置を適切に講ずる等の要請）を改めて通知。
- 7月17日 消費・安全局が、愛媛県宇和島市周辺でパイプライン等の被害により病虫害防除が困難になっていることを踏まえ、航空防除関係団体に対し、被災者から航空防除の協力依頼がなされた場合に積極的に対応するよう通知。
- 7月17日 食料産業局が、「平成30年7月豪雨による被災中小企業者等への更なる支援措置について（中小企業庁公表）」を所管団体へ周知
- 7月17日 農村振興局が、農業集落排水施設の災害復旧事業における査定前着工制度の積極的な活用に向けたリーフレットを送付
- 7月19日 愛媛県の2市（大洲市、西予市）で木造応急仮設住宅を建設するとの情報提供を踏まえ、林野庁が林業・木材産業関係団体に対し、仮設住宅等に供する木質資材の優先供給について、改めて協力要請。
- 7月20日 食料産業局が、被災した食品事業者向けの相談窓口や支援策をまとめたリーフレットを所管団体へ周知
- 7月24日 愛媛県が2市（大洲市、西予市）で158戸の木造応急仮設住宅を建設することを、林野庁が林業・木材産業関係団体に対し、情報提供。
- 7月24日 食料産業局が、「激甚災害指定による中小企業信用保険の特例措置及び災害復旧貸付の金利引下げについて（中小企業庁公表）」を所管団体へ周知
- 7月24日 水産庁が、水産多面的機能発揮対策事業について、激甚災害指定に伴い地方負担を伴わなくとも実施可能とする等の措置をとることを、都道府県及び関係団体へ周知

平成 30 年梅雨期における豪雨及び暴風雨による 農林水産関係被害への支援対策について

平成 30 年 7 月 16 日
農 林 水 産 省
環 境 省
総 務 省

平成 30 年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により、各地域の農林水産業に被害がもたらされた。

このため、被災された農林漁業者の方々が一日も早く経営再開できるように、以下の総合的な対策を講ずる。

なお、今後、状況に応じて必要な対策を検討していく。

1 災害復旧事業等の促進

- (1) 農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。
- (2) 「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づき、机上査定限度額・採択保留額の引上げ等による災害査定効率化を実施。

2 共済金の早期支払等

- (1) 農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の早期支払を実施。
- (2) 農業共済について、共済掛金の払込期限を延長。

3 災害関連資金の特例措置

- (1) 被災農林漁業者の運転資金の調達を支援するため、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初 5 年間実質無利子化。
- (2) 被災した農林漁業用施設等を復旧するための施設資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。
 - ① スーパー L 資金、農林漁業施設資金、近代化資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初 5 年間実質無利子化
 - ② 農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保

証料を保証当初5年間免除

- (3) このほか、被災農林漁業者が意欲を持って経営を再開できるように、以下のとおり要請済み。
- ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるように、関係金融機関に要請
 - ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるように、関係金融機関に要請
 - ③ 災害救助法の適用地域の被災者が、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講ずるよう、農林中金等に要請。

4 農業用ハウス等の導入の支援

- (1) 経営体育成支援事業の活用により、農業経営に必要な農業用ハウス・農業用機械等の導入等（災害復旧事業の対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂の撤去を含む。）に要する経費を助成。
- (2) 被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、簡易な農業用ハウスの設置に必要な資材導入や農業機械等のリース導入に要する経費を助成。

5 営農再開に向けた支援

- (1) 水田において、被災により稲・麦・大豆の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあっても、水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成、産地交付金）、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策の面積払）の対象になることを周知。
- (2) 被害果樹・茶の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を助成。
- (3) 被災に伴い必要となる追加防除・施肥、追加的な種子・種苗確保、被災した集出荷施設等における簡易な補修、他の集出荷施設等への農作物の輸送等に要する経費を助成。
- (4) 経営所得安定対策の収入減少影響緩和交付金に係る積立金の納付期限を延長。
- (5) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）における生産者積立金の納付免除等を実施。
- (6) 被災した酪農・畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。
- ① 自給飼料の被害を受けた酪農・畜産農家が、自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進剤や不足する粗飼料を購入する場合に要する経費を助成
 - ② 簡易畜舎等の整備、畜舎や機械等の簡易な修理、乳房炎治療等に要する経

費を助成

- ③ 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援
- ④ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援

6 被災農業者の就労機会の確保、被災農業法人等の雇用の維持のための支援

- (1) 災害復旧の円滑な実施と就労機会の確保の観点から、災害復旧事業等における被災農業者の就労を促進。
- (2) 被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に、農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）により必要な経費を助成。

7 農地・農業用施設の早期復旧等の支援

- (1) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。
- (2) 被災地域において、農業水利施設等の復旧と併せて行う水管理・維持管理の省力化や長寿命化対策、防災減災対策等の取組に対して支援。
- (3) 被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組に対して支援。
- (4) 被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。
- (5) 被災したため池の早期復旧を図るとともに、防災重点ため池ではない中山間部の小規模ため池で決壊等が多発したことを受け、「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえたため池対策検討チーム」を設置し、今回の災害を踏まえた効果的な対策の在り方を検討した上で、防災・減災事業を計画的に実施。

8 林野関係被害に対する支援

- (1) 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備や損壊した施設の撤去に要する経費を助成。
- (2) 被災した山林の早期復旧を図るとともに、脆弱な地質地帯において山腹崩壊、土石流等による甚大な山地災害が発生したことを受け、「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた治山対策検討チーム」を設置し、今回の災害を踏まえた効果的な対策の在り方を検討した上で、治山事業を計画的に実施。

9 水産関係被害に対する支援

流木等による水産業への影響を最小限に食い止めるように、以下のとおり対応。

- ① 漁場等に堆積・漂流する流木等については、農林水産省、国土交通省、環

境省が連携し回収・処理を推進。

- ② 海岸保全施設の機能を阻害する流木等については、農林水産省、国土交通省が連携し、回収を支援。

10 災害廃棄物処理事業の周知

被災した農業用ハウス等の農林水産関係の災害廃棄物は、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることについて、市町村廃棄物担当部局に周知。

11 地方財政措置による支援

関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、上記の対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応。

※ 4（1）、4（2）、5（3）、8（1）については、別紙の留意事項を参照。

(別紙)

農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等における留意事項

経営体育成支援事業等による農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

<関係する項目>

4 (1)、4 (2)、5 (3)、8 (1)

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨の影響により、 稲・麦・大豆の栽培の継続を断念せざるを得ない 農家の皆様へ（水田関係）

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨の影響により、稲・麦・大豆の栽培の継続を断念せざるを得ない場合、以下の支援の対象となります。

災害により栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援策

品目	農業共済	水田活用の 直接支払交付金	畑作物の 直接支払交付金
米 (主食用米)	○		
米 (非主食用米)	○	○ + (飼料用米: 5.5万円/10a) (加工用米: 2.0万円/10a)	
麦	○	○ (3.5万円/10a)	○ + (面積払い: 2.0万円/10a)
大豆	○	○ (3.5万円/10a)	○ + (面積払い: 2.0万円/10a)

(注) ○ 農業共済は、被災時点で責任期間(移植期又は発芽期から収穫まで)にあるものが支払対象となります。また、地域の共済組合に、被害の連絡をお願いします。

※詳しい内容は、地域の共済組合へお問い合わせください。

○ 水田活用の直接支払交付金については、上記の他、県や地域において要件や単価を設定する産地交付金の対象となる場合があります。

※詳しい内容は、地域農業再生協議会へお問い合わせください。

【農林水産省担当課】

● 農業共済

経営局保険監理官 03-3502-7380

● 水田活用の直接支払交付金及び畑作物の直接支払交付金

北海道農政事務所担い手育成課 011-330-8809 近畿農政局経営政策調整官 075-366-0117
 東北農政局経営政策調整官 022-722-7337 中国四国農政局経営政策調整官 086-230-4256
 関東農政局経営政策調整官 048-740-0098 九州農政局経営政策調整官 096-300-6292
 北陸農政局経営政策調整官 076-232-4133 沖縄総合事務局経営課 098-866-1628
 東海農政局経営政策調整官 052-223-4626

※産地交付金の具体的な要件・単価等については地域農業再生協議会へお問い合わせください。

農林水産省